

参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和三十三年三月十二日(火曜日)午前
十時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 本多 市郎君
理事 大沢 雄一君
小林 武治君
加瀬 完君

委員

伊能 芳雄君
小柳 牧衛君
吉江 勝保君
久保 等君
鈴木 壽君
中田 吉雄君
成瀬 幡治君
森 八三君

國務大臣

國務大臣

政府委員

自治政務次官 加藤 精三君
自治庁選挙部長 兼子 秀夫君
自治庁財政部長 小林 興三君
事務局側

説明員

自治庁財政 柴田 護君
部財政課長

本日、の会議に付した案件

○国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○地方行政の改革に関する調査の件

(昭和三十三年度地方財政計画に關
する件)

○委員長(本多市郎君) これより委員
会を開きます。

本日は、まず国会議員の選挙等の執
行経費の基準に関する法律の一部を改
正する法律案(本院先議)を議題に供
します。

質疑のおありの方は順次御発言願
います。

○鈴木壽君 これは、もしさっきのお
話のように、年度内に補欠選挙等があ
る場合に、予算措置はどうなっている
のでしょうか。

○政府委員(兼子秀夫君) 国の選挙に
つきましては、参議院の通常選挙は、
これはあらかじめ期日が予定されてお
りますから通常予算に組みますが、そ
れ以外の選挙につきましては、これは
そのつど予備費から要求いたしまして
支出いたします。

○鈴木壽君 この計算でいきますと、
このあとで行われることも予想されま
す総選挙とか、あるいは参議院の改
選、こういうものに必要経費、これ
はどのくらいになりますか。これは予
算書の方には来年度の分として四千二
百万円ばかり入っておるようござい
ますが、分けてみますと、どういふ
うになるのでしょうか。

○政府委員(兼子秀夫君) 予算の方に
四千二百万円ばかり計上いたしてお
るのは、府県の規模によっても違いま
す。大体二回程度の選挙をまかなえる
予算を計上いたしております。

それから、参議院の通常選挙または
衆議院の総選挙がありました場合に、
どうなりますかという問題であります
が、この法律は地方に対する委託費だ
けの問題を扱っておるわけございま
す。従いまして、本庁で必要な経費、
たとえば全国区の場合の公営の経費と
か、あるいは衆議院におきましても公
営経費等は、これはこの基準経費の法
律では触れてないのでございます。

それを申し上げますと、三十年の二
月に執行されました衆議院議員の総選
挙から申しますと、十五億三千四百万
円ばかり要しておりました。そのうち本
庁の経費が一億二千万でございまし
て、そのうち事務費が一千万、公営
費が九千二百万円でございます。それ
から本庁経費にたいしては、本法
の対象となる地方委託費が十四億三千
二百万円でございます。これがまた
事務費と公営費に分れるわけございま
す。これが事務費が十億四千六百万
円でございます。公営費が三億八千
五百万円、それから国の方で、本庁で
扱います公営費は、国鉄のバスとかあ
いりものは国で扱っています。それ以
外の公営費は地方で扱っております。
実績は、衆議院の総選挙につきま
してはそうなっております。

それから参議院の通常選挙、昨年の
七月行われました通常選挙の実績を見
てみますと、十七億五千四百万円ご
ざいまして、本庁経費が二億四千四百
万円でありまして、そのうち、事務費
が千八百万円、公営費が二億二千六百

万円でございます。それから地方委託
費が十五億一千万円でありまして、事
務費が十億六千万円でありまして、
公営費が四億四千八百万円ございま
す。この法律で対象としたしております
のは、前回の衆議院の総選挙では十
四億三千二百万円でありまして、また
昨年の参議院の通常選挙では十五億一
千万円でございます。

それで、今回の法律改正でどうい
ふような変化をするかという点を申し上
げますと、参議院の方から先に申し上
げますと、参議院の方は今回の改正に
よりますと、四千二百二十一万一千円
の増加と相なっております。その結果、
十四億三千八百一十四万四千円の経費と相
なります。衆議院におきましては、
六千四百一十一万一千円の増となりま
して、結局地方委託費におきましては、
十三億四千六百三十六万七千円と相
なります。これは相当の給与改訂と申し
ます。これは相当の給与改訂と申し
ます。超勤勤務手当の単価の引き上
げ、立会人の単価の引き上げ等、主と
して人件費関係の増加によつて増加が
結果いたしているのございしますが、
一方町村合併等によりまして、開票区
の減少等に伴ひまして、相当の減があ
りますので相殺いたしますと、衆議院
におきまして約六千万円、参議院にお
きまして四千二百万円の増加にとど
まっております。

○鈴木壽君 いろいろな御説明により
ますと、あるいはまた法案のそれを見
ますと、今回の改正によつて、費用弁
償等を実情に即するように改める、こ

ういうふうなことが書いてあるのです
が、一体実情に即するといふことが、
正直にいつてあなた方は実情に即する
といふふうな考へておられるのかどう
か。事務的な手続としては、一応いろ
んな旅費規程なり人件費の問題等に
つきましてスライドしたといふような
ことはいえと思ひますが、それが直
ちに実情に即することになるかどうか
といふことですね。

○政府委員(兼子秀夫君) 一例を申し
上げますれば、超勤単価で申します
と、区の平日の場合、単価でございま
すから同じでございますが、五十九円
七十銭でありましたのを八十円二十
二銭に三・四割引き上げております。市は
五十一円八十一銭を七十三円十八銭に
引き上げました。町村におきましては、
四十一円三十五銭を五十八円七十銭、
市並びに町村を四一・五割引き上げて、非
常に引き上げ率は高いのでございま
すが、実情に即すると申しますのは、従
前の単価は、国の委託費の単価を基礎
にとつておりました関係で低かつたの
であります。それを財政計画の基礎に
よりまして、財政計画の単価と実態調
査の数字によりましてこのように引き
上げを行なったのでございします。これ
によりまして、従来超勤が少いといふ
面につきましては、実情に即するよう
に改善されるものと、そのように考へ
ております。

なお立会人の単価等につきまして
は、これは私どもの希望をいたしまし
ては、いまだ少く上げたといふふう

な考え方をいたしているのでありますが、これはやはりいろいろ困の都合がございまして、二百二十円を二百八十円まで引き上げたということに今回の改正はいたしているのであります。

○鈴木壽君 実情に即するということ
は、いろいろ考え方はあると思うので
すが、たとえば今のお話の財政計画の
そういうものから、あるいは実態の調
査の実情の結果によって、いろいろ勘
案してこれでもいいのだとこういうふ
なことですが、これは財政計画なり
あるいは実情と言つても、一つのワ
クに押えられておつたから一つのこ
ういふ結果が出てくるのであつて、従
来のやり来つたことが、あるいは財政
計画に盛られておることが、きわめて
ゆがめられた格好に私はやつておられ

たと思うのです。それをそういうものに基いて直したのだから実情に即するようになったというよりなことになるますと、私ここに問題が出てくると思います。それから後段のお話のございました立会人、それから管理者等の、これはどうしても実情に即するとは言いがたい。これはあなたもお認めになつていらつしやるようでございますけれども、もつと何かの方法によつて引き上げていくことが私は必要じゃないかと。これはまあ一つの、こういう人たちが報酬とかそういうものを考えないでサービスすると言えばそれまでですけれども、しかし一日、あるいは何日か出てくる場合にはそれ相当の、私は補償とまで言わないでも、相当の代価が支払われるべきであるというふうに考えるわけですが、そういう点から言いますと、私は今のお話からしましてまだ実情に遠いところいうを

うに言わなければいけないと思うのですが、今後そういうような点についてどのようにお考えになり、どのような対策を講じられているか承わりたいと思います。

○政府委員(金子秀夫君) 職員の給与、超勤の単価につきましては、われわれといたしましては、これは財政計画の見方がどうかという問題はあろうかと思いますが、われわれといたしましては、理論的にこれが実情に即しておるのではなからうかとのように考えております。大体三四%なり四一%の引き上げでございますから、引き上げ率は相当高いのでございます。それから立会人の費用につきましては、これは今後十分に努力をいたしたいと思っております。

○久保壽君　これは通信費だとか運賃上げ等によって実情に即するように改訂をせられるというのですが、四月からの国鉄の運賃もこれは政府の方針として国会に所要の手続をとっておられるのですが、この問題あたりは単金の引き上げにどういう考慮が払われておりますか。

○政府委員(兼子秀夫君) 国鉄運賃等の引き上げにつきましては、それが成立いたしました次の機会に法律の改正を行う、従来そのような扱いをいたしておきます。

○久保等君 従つてこの場合には全然考慮をしておらないということですか。

○政府委員(兼子秀夫君)　そうです。
○久保等君　それからこの改訂に當つて、ただいまも御説明があつたように、いろいろものによつては三四%あるいは四一%とそういつたようなパー

センテージの引き上げが行われておるのですが、どういう根拠でそういう数字をはじき出されたのか。これは若干事務的に、また計数の問題になってきますから、あまりこまかいことをお尋

ねするのはわずらわしいと思うのです
が、ただ大ざっぱに言つて、大臣の提
案の趣旨の御説明等も、抽象的な理由
としては一応了解できるのですが、な
だ具体的にいざ数字的にどういう根拠
に基いておるのかということになりま
すと、私もあまりこまかい数字的なこ
とをお尋ねしようとは思わないです
が、それぞれの費目についてどうい
う比率ではじき出されたのか、またその
比率はどういうものを一様根拠とされ
ておるのか、これは見方によつていろ
いろあると思うのですが、一応提案せ

られております側の立場から、どういうところに根拠があるのでしようか。そういうある程度の基準そのものが、どういった基準によつてはじき出された基準なのか、御説明を一つ簡単にお願ひしたいと思ふのですが、もしちよつと簡単な御説明程度じゃ説明できない問題でしたら、一つ手元の方へ資料を

たいなものを、これはあとでもけつこうですが、私個人として承わっておきたいと思うのですが。

○政府委員（兼子秀夫君） 先ほど申し上げました超勤の基礎の問題でございます。

ますが、これは従来は国が地方に各省の予算で委託をしておりますその単価が基礎になっておつたのでございしますが、それでは非常に実態と合わないということからいたしましたして、財政計画の単価をとりまして、その本俸が府県におきましては交付団体が一万三千四百九十、それから不交付団体の府県は一

万四千二百七十七円でございます。それから市町村は、これは一本に組まれておりますが、一万二千四十六円、こういう数字が財政計画であるのでござります。それから一方三十年の一月十

日現在で国で大蔵省と共同いたしました。て、公務員の給与の実態調査を行なったのでございますが、その結果が出ましたのでそれを使ひまして、それですと、大都市の所在府県は一万六千八百四十二円でございます。その他の府県は一万三千六百九十二円、それから市町村は五大市が一万七千三百二十八円、その他の市が一万二千二百三十三円、町村が九千八百六十四円、とういう実態が出ておるのでございます。この実態調査の市町村を加重平均いたしましたので平均を出しますと、一万一千三百六

円という数字が出るのでございませう。このような数字の基礎から府県で申しますと、大都市のある府県でございませうと財政計画の一万四千二百七十七円という数字に年間の昇給率、今回の改善というよりなものを繰り込みまして、それを十二倍いたしましたして年額を、それを十二倍いたしましたして年額を

出しまして、それで年間の超勤時間が二千二百八十八時間という計算をいたしまして、割りますと八十二円五十五銭という数字が出るのでございます。しるにこの財政計画の数字等は管理者

が含まれておりますので、それを控除いたしまして、それを三〇と計算いたしまして押えますと八十円二十二銭という単価が求められるのでございます。従いまして不交付団体の府県、すなわち区は八十円二十二銭という単価にいたしましたのでございます。これは従来の単価では五十九円七十銭でございます。

す。同様な計算によりまして、その他の府県は一万三千四百九十円に同様な計算をやりまして七十五円八十銭という数字が出るのでございます。これは府県でございますから、府県の事務費

の方にその単価を使っております。それからその他の市は財政計画の単価が一萬二千四十六円でございますので、それに給与実態調査の平均一萬一千三百六円分のその他の市の実態が一萬二千二百二十三円でございますので、その比率を見まして同様な計算をやりますと七十三円十八銭、これを市の単価にいたしております。町村も同様な計算によりまして一萬二千四十六円の財政計画の単価に給与実態調査の九千八百六円というものの比率を見まして、五十八円七十銭という単価を求めています。

それから職員の給与につきましては、ただいまのような計算でございまして、あとの人夫賃につきましては、現在の賃金は二百三十円の単価でございしますが、今回の給与の率で見ます

と、一・六二をけかますと二百四十四円になるのでございますが、切り上げまして二百五十円という数字が出るの
 でございます。人夫賃は一人の単価で
 申しますれば、二百五十円で一人雇え

るかどおりかという問題があるのでございますが、これはその中でまあまかなうと申しますか、予算のやりくりの一つの基礎としてとっておるのでございまして、われわれといたしましても二百五十円では少いということから、これをまた二百八十円に引き上げておるのでございます。二百三十円を二百八

十円にいたしております。それから選挙公報の発行の工夫費でございますが、これは現行におきましてもほかよりも二十円高くなっております。これは三百円といたしております。それから立会人につきましては現在二百四十円でございます。六十円の引き上げを行なうたわけでございます。大体算出の根拠と申しますか、そういう考案方でやっておりますのでございます。

○久保等君 通信費とかそれからまあ運賃といふもの、そういうものも何か一つの基準を設けて、加算しているのだと思いますが、そういう方面の基準はどうなんでしょうか。

○政府委員(兼子秀夫君) 通信費と運賃につきましては、これは提案理由にも御説明ございましたが、建て方が十二キロ建が電話等におきまして十キロ建に変わった、従来の七円が五円になったというふうな関係からその点を改正いたしてございます。それから旅費規則も同様にしての修正をいたしております。

○久保等君 それから、このそれぞれの費目の単金が多かろうと少ない数字になると思うのですが、こういうものを数字的にある程度端数整理したいのではありませんか、事務上さして支障があるまいかと。とにかく見ますと、これはもうほんとうに七千九百八十七円とか何だとかかんだとか非常にこまかい数字が、全部もう端数になっておるのだけれども、これはパーセンテージをかけてはじき出せば、こういう端数は当然出てくるのだと思うが、あまり煩瑣になる数字は若干の端数を切り上げるとか切り下げるとかいうことで整理をせられることの方

が、非常に予算編成あるいは経費の点、その他事務上非常に簡素化せられるのじゃないかと思いますが、そういう点については特に御検討はされなかったのですか。どうもこういうことはとても暗記して覚えることはできないですね。

○政府委員(兼子秀夫君) 御指摘の点はごもっともだと思いますが、予算等につきましては金額が、これは銭単位であります。比較的問題はないのでございまして、これはわれわれ事務の方でございまして、大蔵省といたしましては、やはり若干の端数のあれによって金額があれするものから、こういうことまかいことになるのでございまして、思ったよりこれは苦勞が少いのでございまして、ただわれわれが選挙の問題で一番苦勞があるのは、例の得票の票数計算でございます。これは非常に實際の一票々々が、同様な名前があまり点で分けますので、あれが一番難儀な点でございます。これはまあ話は別でございまして、財政の問題はこれらろばんでやりますから、それほど時間も要しないのでございまして。

○成瀬清治君 この前ちょっと資料をお願いしたところ、ここに出ておりますので、一つ資料の問題について。

○政府委員(兼子秀夫君) この前御要求がありました立会演説会の回数と予算の関係につきまして、資料の御要求がございましたので御説明をいたします。立会演説会につきましては、この表にございますように、府県別に一区から七区までの前回の衆議院選挙の全区につきまして拾っております。そういたしますと全国の第一区の平均は五

十一回、第二区が四十九回、第三区が四十八回、第四区が四十三回、第五区が四十四回、第六区が六十八回、第七区は東京だけでございまして六十八回、こういう数字になっております。これは開催回数をとっているものでございまして、たとえば北海道の候補者数、十八人、六十四回、こうなっておりますが、これは二班の編成でございまして、五人づつ班を作るといふことになりまして、実際の開催回数は三十二回、こういうことになるわけでございまして。それで予算の方は衆議院の選挙につきましては、各二回の計算をいたしてございまして、各二回の計算からこの一番下の欄の第一区二千三百五十九から九百九十回に衆議院は相なります。これに對しまして予算は各二回でございまして、七千二百回の予算を見ております。従いまして前回の衆議院の実績では八二回になっております。それから衆議院の方につきましては千六百七十四回でございまして、予算は二千七百四十回、これは一・五班、少し数字が変更でございますが、一・五班をみていますのでございまして、実績は千六百七十四回でございまして、これは約八〇%にございまして、これは約八〇%にございまして、これは約八〇%に

なっておりますので、これは約八〇%にございまして、これは約八〇%にございまして、これは約八〇%に

なっておりますので、これは約八〇%にございまして、これは約八〇%に

なっておりますので、これは約八〇%にございまして、これは約八〇%に

ります。御心配の予算が少くなりはないかという点はこれは差しつかえないと思ひます。

それからこの前御指摘がございました山口県の選挙公報の問題でございまして、山口の選挙公報の誤まつて印刷いたしました事件につきましては、昨年の七月八日の参議院通常選挙の山口県の全地区の選挙におきまして、十二名の候補者の選挙公報を誤刷いたしましたのであります。その原因は山口県が県内の防長新聞という新聞社に選挙公報の印刷を請け負わせたのでございまして、その新聞社が自分で刷らずにさらに下請けに出したというところでございまして、門司の業者に下請けに出したのでございまして、写真印刷でやるといふことから県の係もそれから新聞社の係もその点を非常にルーズに見たといひます。写真だから間違いない、このような判断のもとに刷り上つてから見て誤りを発見いたしましたのでございまして、これはまあはなはだ手落ちで申し訳ないのでございますが、結局十二名の候補者の政策、スローガン等が間違ひしてほかに所へ飛んでいってしまったわけでございます。その結果七月の四日に山口県選挙管ではこれを発見いたしました。直ちに翌日の晩から中国新聞社に交渉いたしました。正しく公報を刷り直しまして、五日午前八時までに校正を完了し、五日の午前九時から印刷を開始いたしました。午後二時までに三十九万部全部の印刷を完了し、印刷のでき次第各地区に発送いたしましたのでございまして、これに對しまして、これは山口県の候補者ではなく、県の有権者の方でございまして、好川不二

美という方が、選挙公報の配布漏れの地区がある、また行ったとしても法定期限におくれているというのを理由にして、選挙無効の訴訟が提起されたのでございまして。八月六日に訴訟が提起されました。九月十一日第一回公判、十月六日第二回公判、第三回公判が十一月八日にある予定でございまして、十一月七日になりまして訴訟の取り下げが行われまして、選挙無効の訴訟事件としては取り下げによつて結了いたしましたのでございまして、内容はただいま申し上げましたように、写真印刷にたより過ぎて校正をおろそかにした間違ひでございまして。今後このような間違ひがないように十分注意をいたすつもりでございまして。

なお選挙公報につきまして、制度的に何らかのようないざり方が防げないかという問題でございまして、これは一方立候補の締め切り期間との関係がございまして、公報原稿の締め切りを實際問題としては繰り上げ、時間のゆとりをとりたいのでございまして、立候補の締め切りを繰り上げられたいという関係からいたしまして、立候補はしたけれども選挙公報に載らないという面が出て参ります。前回の参議院選挙でも憲法違反なりといつて訴訟が起つております。そのような関係がございまして、そのような方面から現行の締め切り期限の繰り上げが困難であります。實際といたしましてはその点を何とかいたしたいというふうな考へておるのでございまして、理論的にむずかしい点があるものでござい

ます。

あとは、技術的に各府県で印刷を現在いたしておりますものを集中印刷を

三

三

した方がいかどうか、あるいは万が一集中印刷をいたしました場合に、紙まりがございまして全部に波及いたしましたので、危険分散の意味からは現在のシステムのほうがいいのじゃないかという議論もあるのでございますが、この点につきましては目下研究をいたしております。いずれにいたしましても、校正によつてあやまちを発見し得る問題でございますので、その点につきましては今後十分力をいたしたい、このように考えております。

○成瀬幡治君 資料の説明わかりましたのですが、若干意見を加えながら御質問したいと思ひますが、第一点は立会演説の回数なんですけれども、選挙の公営に、次にはやはり立会演説などを多くふやした方がいいと思ひます。ところがこの資料を見ましても、衆議院を見ましても、これは候補者数との関係もございまして、大体において回数が減つていく。あるいは参議院の方を見ますと、高知県において候補者が二名ある。これはわが党の方と保守党とのいわゆる保守、革新の両派なんです。保守の方が全然拒否されるというところによつて立会演説は行われなかつたということがあるわけなんです。こういうことに關連して選挙法では百五十二条におきましては「義務制公営立会演説会」というその見出しのもとにまあ立会演説を行うというところになつておつて、義務規定かのごとき解釈ができるが、実は選挙において、片一方がどうこうと言へばやらすに済むようなことになつておるのである。そこでまあこれに關連してどうこうということなんですが、百五十三条の第四項を見ますと、「立会演説会の

開催については、事情の許す限り、その回数を多くするように努めなければならない。」こんなふうになつておりますから、まあ高知県がなぜ行われなかつたかどうかわからないことは御調査になつておられますし、私が調査したことをここでかれこれ申し上げてもいいかと思ひますから、そういうことではなくて、一つ公営をやるように自治庁の選挙としては努力していただきたい。で、それにどんな方法をもつていくのか。これじゃ私は公営がだんだんと回数が減つていくというのは、これは公明選挙を汚す方向にあると思ひます。ですからそういうことに對してはどうぞ抜本的な対策をお立てになつておられると思うのですが、何かそれに合せて、聞くところによると近々中に全国選挙管理委員長会議ですか、何かをお持ちになるというのを聞いておりますから、そういうことに關連してあなたの方でも一つお考えいただけは幸いだと思います。

○政府委員(兼子秀夫君) ただいまお話をいたしました高知県におきまして立会演説会が行われなかつたという問題でございますが、これは当時におきましてはわれわれは立会演説会をやつたらどうかというところで勸奨いたしたのであります。県を通して勸奨いたしたのでございますが、義務制の立会演説会というものは、これは行方方、選挙の管理主体に對して義務を課しておるのでございまして、候補者の方は義務になつておられないのでございまして、でございますから、これを候補者も必ず参加しなさいやなぬという規定をするかどうかという問題でございますが、現在のところはわれわれの方からできる

だけ御参加いただくように、まあ勸奨をするという以外にならうかと思ひます。なお会議等がありますれば御趣旨の点を十分伝えまして選挙の公明化に努力をいたしたいと、このように考えております。

○成瀬幡治君 私はね、もう少しあなたの方で親切な答弁がしてもらいたいのです。実際PRの予算にどのくらい予算計上をしておつて、それによつて全国選挙管理委員長会議において、公明選挙をやるのにこんなことをとんとんやううとして、たとえば今年度の計画はこうだというふうなことを、招集して何にもやらぬというのではないと思ひます。ですからこういう問題等については何かあなたの方には結論があると思ひます。調査して、義務制じゃないのだからやむを得ぬ、けつこうですというもののじゃないと思ひます。だからそういう点についていま少し聞かしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(兼子秀夫君) この前の、と申しますか、十九国会の改正でございまして、選挙の運動期間が短縮になりました。府県によりましては御指摘のごとく立会演説会の日程が非常に詰つてきた所はございまして、が、全般的に見ましてこれは前々回の選挙より前回の選挙の方が伸びております。

○成瀬幡治君 あなたの方の調査によつて、私は詳しく調べておりませんから、あなたの方が伸びておるところおつしやればそれを私は信ずるほかはないのですが、間違ひございませぬですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 第二十六回の衆議院議員総選挙の立会演説会の開催度は全部で五千四百四十四回でございまして、前回の二十七回の衆議院議員の総選挙におきましては五千七百九十回でございまして、約三百七十六回ふえております。

○成瀬幡治君 ふえてはいますか。

○政府委員(兼子秀夫君) はい。

○成瀬幡治君 まあこれを今すぐ法律改正をされるというよりなことは、私は考えられないと思ひますが、少くとも選挙公営の立場であつて、しかも立会演説は義務制なんです。なるほど候補者には義務が課せられないというところは確かに法文上言えると思ひます。しかし、道義的には候補者も、義務づけるというのはいさしきつつけれども、良識というんじやなくて、常識で立会演説に参加するというのが私は当りまえだと思ひます。ところが、立会演説やると不利だから、口下手で、腹芸の政治家になるんだからというやうなことだらうと思ひますが、何か高知の話を聞きますと、農繁期だから

やらないというのが大きき相手側の理由のようですけれども……少くとも立会演説には候補者も参加すると、しかし立会演説に参加しないやうな候補者に対しては、県民が批判をするというやうな、私は、アピールをあなたの方がやる必要があると思ひます、この条文において、そうすればやらざるを得なくなる、こう思ひわけですか、そういうやうな立場に立つて何か、たとえばことはやらなければならないけれども、来年のときはPR活動としてやろうじやないか、あなたの方はそういうふうな予算を計上しておるんでしやう。だからそういうことについて、ただここで努力するんだと、こうおつしやつただけでは私は納得できない。いま少しあなたの方に具体策があるかないか。(議員提案、議員提案)と呼ぶ者あり) いやいやそうじやない。これは執行上やることなんだ。だから何かないかというのを……。

○政府委員(兼子秀夫君) これは関係者は選挙管理委員会と候補者でございまして、そういう方々に、できるだけ法の趣旨に従ひまして、立会演説会を執行するように、まあ勸奨するということ以外にならうと思ひます。そういう努力は十分いたしております。

○成瀬幡治君 選挙民に對してはどうですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 選挙民は、直接の立会演説会をやるかやらないかということには関係はないのでございまして……。

○成瀬幡治君 いやPR活動として何をするか、こういうこと。

○政府委員(兼子秀夫君) これはやは

した方がいかどうか、あるいは万が一集中印刷をいたしました場合に、紙まりがございまして全部に波及いたしましたので、危険分散の意味からは現在のシステムのほうがいいのじゃないかという議論もあるのでございますが、この点につきましては目下研究をいたしております。いずれにいたしましても、校正によつてあやまちを発見し得る問題でございますので、その点につきましては今後十分力をいたしたい、このように考えております。

○成瀬幡治君 資料の説明わかりましたのですが、若干意見を加えながら御質問したいと思ひますが、第一点は立会演説の回数なんですけれども、選挙の公営に、次にはやはり立会演説などを多くふやした方がいいと思ひます。ところがこの資料を見ましても、衆議院を見ましても、これは候補者数との関係もございまして、大体において回数が減つていく。あるいは参議院の方を見ますと、高知県において候補者が二名ある。これはわが党の方と保守党とのいわゆる保守、革新の両派なんです。保守の方が全然拒否されるというところによつて立会演説は行われなかつたということがあるわけなんです。こういうことに關連して選挙法では百五十二条におきましては「義務制公営立会演説会」というその見出しのもとにまあ立会演説を行うというところになつておつて、義務規定かのごとき解釈ができるが、実は選挙において、片一方がどうこうと言へばやらすに済むようなことになつておるのである。そこでまあこれに關連してどうこうということなんですが、百五十三条の第四項を見ますと、「立会演説会の

開催については、事情の許す限り、その回数を多くするように努めなければならない。」こんなふうになつておりますから、まあ高知県がなぜ行われなかつたかどうかわからないことは御調査になつておられますし、私が調査したことをここでかれこれ申し上げてもいいかと思ひますから、そういうことではなくて、一つ公営をやるように自治庁の選挙としては努力していただきたい。で、それにどんな方法をもつていくのか。これじゃ私は公営がだんだんと回数が減つていくというのは、これは公明選挙を汚す方向にあると思ひます。ですからそういうことに對してはどうぞ抜本的な対策をお立てになつておられると思うのですが、何かそれに合せて、聞くところによると近々中に全国選挙管理委員長会議ですか、何かをお持ちになるというのを聞いておりますから、そういうことに關連してあなたの方でも一つお考えいただけは幸いだと思います。

○政府委員(兼子秀夫君) ただいまお話をいたしました高知県におきまして立会演説会が行われなかつたという問題でございますが、これは当時におきましてはわれわれは立会演説会をやつたらどうかというところで勸奨いたしたのであります。県を通して勸奨いたしたのでございますが、義務制の立会演説会というものは、これは行方方、選挙の管理主体に對して義務を課しておるのでございまして、候補者の方は義務になつておられないのでございまして、でございますから、これを候補者も必ず参加しなさいやなぬという規定をするかどうかという問題でございますが、現在のところはわれわれの方からできる

やらないというのが大きき相手側の理由のようですけれども……少くとも立会演説には候補者も参加すると、しかし立会演説に参加しないやうな候補者に対しては、県民が批判をするというやうな、私は、アピールをあなたの方がやる必要があると思ひます、この条文において、そうすればやらざるを得なくなる、こう思ひわけですか、そういうやうな立場に立つて何か、たとえばことはやらなければならないけれども、来年のときはPR活動としてやろうじやないか、あなたの方はそういうふうな予算を計上しておるんでしやう。だからそういうことについて、ただここで努力するんだと、こうおつしやつただけでは私は納得できない。いま少しあなたの方に具体策があるかないか。(議員提案、議員提案)と呼ぶ者あり) いやいやそうじやない。これは執行上やることなんだ。だから何かないかというのを……。

○政府委員(兼子秀夫君) これは関係者は選挙管理委員会と候補者でございまして、そういう方々に、できるだけ法の趣旨に従ひまして、立会演説会を執行するように、まあ勸奨するということ以外にならうと思ひます。そういう努力は十分いたしております。

○成瀬幡治君 選挙民に對してはどうですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 選挙民は、直接の立会演説会をやるかやらないかということには関係はないのでございまして……。

○成瀬幡治君 いやPR活動として何をするか、こういうこと。

○政府委員(兼子秀夫君) これはやは

すが、私は了承しますが、問題は、やはりあなたも指摘された防長新聞とい

うような、そういう印刷能力のないところに頼んだということ、それから二名しか校正に實際行つておらぬところがいけないと、雑誌「選挙」に櫻澤選

管理課長が「反省」として書いておる。こういうことがもとであつて、締め切り期間を早く繰り上げるとか何とかいうところへもつてくるとかいふこ

れたお方が、締め切り前に届け出され
るといふようなことがあつても、これ
はやはり選挙の公平を失ふことにな
ると思ふ。まづ、中核は、手をつな

期間、このプログラムを見れば、六月二十二日の日に第一回原稿を印刷に送付して、七月一日ですかに印刷が完了するというふうに出ておるのです。

が、そうしますと、大体約八日、九日ほど日にちがあるわけなんです。ですから私は十分だと思うんですよ、これだけで……。ですから、その間に

やってこなせるだけのいわゆる印刷能力があるかないか、頼んで……。

もう一つは、校正をやる場合に、二名しか人を派遣していなかった。しか

事なところも校正せずに知らぬ顔をして回すということは、ほんとうに不手ぎわなことだと思ふ。そういうこと

うだし、それについては指示もしておられるようでありますから、これについては私はこれ以上追及しませんが、けれども、こういうことがないようには十分

やっていないと、どうも全国の選挙になると、この前も平林君の問題とか八木さんの問題とかいうように、出て

くる。現に訴訟問題がある。こういうこともあるので、これは、今度全国区はどうしようというようなことに発展せぬとも限らぬですから、ですから与えられた現存する法律において、私は最善の努力をして、そういう不手ぎわによって全国区が云々されるというようなきっかけだけは作ってもらいたくない、そういう理由だけは、根拠だけは、与えるということとは、選挙管理委員会としてやってもいい、こう思います。

○政府委員(兼子秀夫君) ただいまの御意見十分拝聴いたしました。私も、といたしましては、今後選挙の公平の上につきましても十分注意いたしたい、このように考えております。

○加瀬完君 大臣の提案の御説明の中に、選挙費用の問題が常に実態に即するよう基準の確保に努めてきたし、今度の改訂もその線に沿って実情に即するように改めたいんだと、こういうお話があつたわけでありましたが、実情に即するように改まった、こういうような御確信でございましょうか。選挙部長でござります。

○政府委員(兼子秀夫君) 今回の改正によりまして、超過勤務手当の単価の改訂は、先ほども申し上げました通り、財政計画並びに公務員の給与実態調査の数字によりまして、合理的に算出したのであります。これにつきましましては適正に改正をいたしている、このように考えております。なお、立会人の費用弁償等につきましましては、いろいろ御意見もあろうかと思いますが、従来二百二十円でありましたが、これを二百八十円に引き上げまして、これをまた適正化をはかったのでござい

ます。その他の点につきましましては、同様趣旨によりまして人夫賃等も適正化をはかつていのでござります。

○加瀬完君 適正化をはかつたというその努力は認めるにやぶさかではありません。しかし額面の通り実情に即した基準に改まったという判定を下していかどうか、といひますのは、先ほどから超過勤務の問題などで、たとえば大きな府県あるいは大都市あるいは市町村、こういうものに段階をつけ、それぞれ給与の実態調査をして、それで、それに対する超過の割合というものを出したわけでありまして、給与改訂ということとは、当然現状において考えられていられるわけであり、それから実態調査の結果は、市町村などの給与が、これは合理的なものでないという線も打ち出されているし、そういったような点を勘案しなければ、ただ実態調査だけを押えて超過の率を出しても、これは実情に即した基準といたすことにはならない。次の理想的形態といふものをどれだけ加味して、一体あんなにいいものかといふことなんでしょう。もつと率直に言うならば、給与改訂や運賃改訂が行われれば、すぐ改訂しなければならぬようなこれはものじゃないか、それが実情に即したと言ひ得るかどうか、こういうことなんでしょう。

○政府委員(兼子秀夫君) 超過勤務の単価の算出につきましましては、先ほど申し上げましたように、財政計画と公務員の給与実態調査に基づきまして、それぞれ算出をいたしたのであります。ただいま御指摘の町村の現実の給与単価が低いと、それが理想の姿ではない、ではないか、そういう将来理想の姿に

なる、ということ、どれだけ加味して、いかんのかという御趣旨の御質問ではなかつたかと思ひます。でございますが、これは法律では、選挙があります場合に交付いたします予算の基礎となる法律でございまして、現実の単価といふものがやはり基礎になつて支払ひがなされるのでございまして。と申しま

すのは、もし市町村で同じ単価で組んで参りますと、給与の実態の高い市におきましては、超過勤務時間が足らなくなる。平日で五時間半と見ておられます。平日で五時間半と見ておられます。給与の超過の時間が、四時間ぐらゐで参ります。一方町村では同じ単価で組んで参りますと、五時間半が六時間半になる。そういうふうな勤務の実態と合

わなくなつてくるのではないかと思ひます。また将来給与が町村方面におきまして改善がなされますならば、適当な機会に私どもの方は調査をいたしまして、この単価の改訂を行つてもござい

ます。なお給与の改訂につきましましては、今回の給与改訂に織り込んでい

るのでござい

ます。○加瀬完君 織り込んでい

る、今度の給与改訂に織り込まれてい

る、今度また給与の改訂があつて、また今度はこの単位費用を改訂するといふようなことのないような結論の出るよう

な織り込み方をしなければならぬ、じゃないかと、で、部長の先ほどの御説明を伺つておられますと、給与改訂ができれば、またこれも変えるんだと、変えるようなものならば、織り込んだことにならぬ。そこでいつてもこういう選挙費用とかその他の委員会の費用といふようなものは、国でま

つたものを追つかけてい、だからその期間といひますか、時間だけは、いつでもこういう傍系といひや悪いけれども直接的な行政ではないんです、行政担当の者が満たされぬ条件に置かれ続け、だからそういうことをも解決するよう改訂でなければ、私は意義がないと思ひます。それがほんとに織り込まれてい

るかどうかと、いふ点、もう一回はつきりして下さ

い。○政府委員(兼子秀夫君) 給与改訂がありま

すれば、その実現を見た時に、それを改訂をいたすといふのが建前

でございます。なお、今回の給与改訂につきましましては、一〇六でござい

ます。○加瀬完君 じゃあ織り込んでい

る、今度また給与の改訂があつて、また今度はこの単位費用を改訂するといふようなことのないような結論の出るよう

な織り込み方をしなければならぬ、じゃないかと、で、部長の先ほどの御説明を伺つておられますと、給与改訂ができれば、またこれも変えるんだと、変えるようなものならば、織り込んだことにならぬ。そこでいつてもこういう選挙費用とかその他の委員会の費用といふようなものは、国でま

つたものを追つかけてい、だからその期間といひますか、時間だけは、いつでもこういう傍系といひや悪いけれども直接的な行政ではないんです、行政担当の者が満たされぬ条件に置かれ続け、だからそういうことをも解決するよう改訂でなければ、私は意義がないと思ひます。それがほんとに織り込まれてい

るかどうかと、いふ点、もう一回はつきりして下さ

い。○政府委員(兼子秀夫君) 給与改訂がありま

すれば、その実現を見た時に、それを改訂をいたすといふのが建前

でございます。なお、今回の給与改訂につきましましては、一〇六でござい

ます。○加瀬完君 じゃあ織り込んでい

それならばニコヨンといわれる者よりも低いところを押えて、幾らか上ったからまあ一応これでいいじゃないかという考え方はなくて、抜本的にここらで変えていっていいのじゃないか、また変えるべく大蔵省との折衝というものは相当自治庁は強腰であつてもいいじゃないか、自治庁自身が、これではだめだということ、暗黙のうちに認めておる、認めておるなら、なぜ一体普通これくらい出すのが至当であらうというところを持つていくだけの努力をなさなかつたか、こういう点を私は非常に不満に思う。いかがでしょう。

○政府委員(兼子秀夫君) この二百八十円の単価が低過ぎはせぬかという御意見でございますが、それはごもっともと思つてございませう。しかしながら現在二百三十円でございますして、国の予算単価が二百五十円、一般のはできております関係上、二百八十円まで私どもといたしましては引き上げをはかつておるのでございませう。なお、この点につきましては十分努力をいたしていきたい、かように考えております。

○加瀬完君 それから選挙関係の方々からいつも私どもは御注文を承わつてゐるのは、結局こういう単位費用をかりに変えても、財源措置というものが非常に確実でないで、町村の持ち出し、あるいは管理委員会そのものが非常に事務に支障を来たすというふうな事態があつた。そこで選挙費用というもののついては、一つのワケを設けてくれることが一番いいという希望もたびたび私どもは承わつておつた。こういうふうな単位費用を変えまして、この財源措置は今度はどういふような方

法をとられたのですか、財政計画の上で。

○政府委員(兼子秀夫君) 地方団体が単位費用をきめてというお話でございますが、地方財政計画の方は御承知のこと、これは実財源でございますから、まあ単位費用をきめても、その通りは経費が、実現がはかられないというところはあろうかと思ひます。この法律は、国が仕事を委託いたします場合の予算を算出する基礎でございますので、この通り算出したのでございませう。でございますから、御心配の点はないのではないかと、このように考えております。

○加瀬完君 これで算出された総額が委託費か何かという形で地方には流れていくものだと、こう考えていいですね。

○政府委員(兼子秀夫君) 府県及び市町村にそれぞれ人口、段階、規模、それから投票所の数、そういうデータをとりまして、その通り算出したものが委託して流れていくのでございませう。

○加瀬完君 委託費で流れていくというその財源というものは、確保されておるわけですね。

これは直接この法案の内容には関係がないわけですが、成瀬委員からも出ましたが、常時啓発の費用が不足しておるという声も、これは御承知の通りであります。そこで今度の改訂の中に、常時啓発の費用の総額というものを入れてないのは、これはどういふわけですか、また今後この問題はいろいろふりかへて御解決をされるお考えですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 常時啓発の経費は、選挙の経費とは別に予算化を今回いたしたのでございまして、こ

れは別に委託費として一億円、予算に計上してございませう。これは、従来は御承知のごとく選挙の常時啓発の経費は、地方団体の仕事とされまして、国は財源措置をすれば足りるというふうな考え方から、財政計画で一億円を見込んでおつたのでございませう。それは府県は有権者一人当り八十銭、市町村は有権者一人当り一円二十銭見まして、そういういたしますと全国で一億円になるのでございませう、そういういたしますと府県が四千万円、市町村が六千万円の財源が地方財政計画上与えられておるという形になるのでございませう。が、現実の予算化を見てみますと、地方財政が窮乏して参つた関係上、非常にはばまれておりました、大体三割ないし四割程度しかそれは実現がはかられていない。そのことからいたしまして、選挙管理委員会の関係者から、これは財政計画で見ただけでなく、国の選挙の常時啓発があるのだから、国の方で委託費を見てもらいたいという陳情が非常に強かつたのでございませう。昨年衆議院で御決議がなされ、また参議院におきまして十二月決議がなされて、幸い一億円の予算化が実現を見つた次第でございませう。

○委員長(本多市郎君) 他に御質疑はございませうか。……御発言がなければ質疑は終局したものと認めて、これより討論採決に入りたいと存じます。が、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) 御異議ないことを認めます。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○加瀬完君 私は、ただいま提案されております法律案に対して、日本社会党を代表いたしまして賛成の意を表します。ただし、さらに将来の選挙執行の目的を高めるために次のような要望をいたしたいと思つたのであります。

一つは、今度の改正はまことに時宜に適したものでありますけれども、給与改訂、運賃改正というものを控えておきますと、当然次の再改訂というものを必要とすることにならうかと思ひます。そこで、給与改訂や運賃改正等がありましたならば、さらに実情に即したような再改訂の方法を至急おとりいただくというところが一つであります。

第二は、選挙管理者関係といひましようか、たとえば選挙管理に直接携わる事務担当の者に対しましては、超動的その他いろいろの方法が割合に合理的に考へられておるのに比べて、民間から選挙の執行をさらに能率を上げさせるために参画してもらふ立会人等の費用弁償ということになりますと、これは管理者側よりは若干輕視されておるというふうに私どもは判断せざるを得ません。そこで、選挙というものが大きな国家の行事でもあり、あるいは地方団体の行事でもありますことを考へまして、民間から選挙の執行に立ち合ふ者に対しまして、もっと十分に費用弁償の方法を考へるといふ点を、さらに進めていただくたい、こういう点であります。

実情に即するように基準の確保に今まで努力をしておつたというお言葉で、そのまま私ども信用したいと思つのであります。そうであるならば、さらに実情に即するためには、最小限今

あげました二点は、至急解決の方法をおとりいただきたい。希望を申し述べまして、賛成の意を表します。

○委員長(本多市郎君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて、直ちに採決に入ります。

それでは国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(本多市郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもちて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における委員長の口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。が、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) 御異議ないことを認めて、さよう決定いたします。

報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

小林 武治 加瀬 完
大沢 雄一 伊能 芳雄
吉江 勝保 小柳 牧衛
鈴木 壽 久保 等
成瀬 暢治 森 八三一
中田 吉雄

○委員長(本多市郎君) 次に、昭和三十三年三月十二日【参議院】

十二年度地方財政計画に関する件を議題に供します。

まず、政府委員より詳細説明を聴取いたします。

○政府委員(小林興三次君) お手元にお配りしてあります「地方財政計画の説明」という書類がございますから、それに基きまして簡単に御説明申し上げます。

これによりますという、第一に「地方財政計画の策定方針及びその概要」、これはこの前、大臣が財政計画

計算の上に立ちまして、月給の六四％、それを組んだのが二百二十五億でございます。それからその次は昇給等による増で、昇給は〇・一五などの、これも国家公務員並みの増でございます。して百九十五億、それから薪炭手当の増、それから合併による減、これは合併前に行われましたものの平年度化を考えた計画上の数字でございます。そういう数字で結局、差引四百六億が給与費の増になっておるのでございます。

それから恩給及び退職料の増が十四億、これも国家公務員並みに、同じ基準で計算したのでございまして、大体恩給につきましては、前年度の実績の三％増というのが普通の計算でございまして、その実績とそれから恩給改訂に基く平年度化の分が一部含まれております。それで合計十四億です。それからその他の経費といたしまして、国庫補助金を伴うもの七十億、国庫補助金を伴わないもの四十八億、これは国庫補助金を伴うものは、全く国の予算に右へならえした数字で、それに対応する地方財源をあげたものでございまして、この中に結構予防関係の経費とす。か、新市町村建設関係の経費とか、農山漁村建設関係の経費、生活保護費とか児童福祉費とか、そういう種類の経費がみな織り込まれておるのでございまして、それに対応する地方負担分を計上したのでございます。

なお、これに関連してちよつと申し上げておきたいことは、国民健康保険につきまして、従来国民健康保険は独立採算を建前にして、一般財政に全然関係ないと、こういうことで全然財政計画に見ておらなかったもののうち

で、保健婦及び直営診療所の設置に要する経費につきましては、これは事柄の性質上、一般会計でも考えていいんじゃないか、保健婦や直営診療所は単に健康保険に関与しておる人だけじゃないに、一般の住民にも供し得るものでありますし、また住民のために働いてもらう経費の一部でございますから、その分は一般会計でも考えていいんじゃないかという、そういうので、一般会計に対する経費として十四億ちよつとを新たに財政計画に計上することにしたのでございます。国民健康保険の問題は、健康保険の赤字をどう合理化するかという問題とからんので、町村の財政への繰り入れをどうするかという問題が、健康保険改訂のためにも大きな問題でもあれば、市町村の財政のためにもきわめて重要な問題になつておるのでございますが、われわれの考え方といたしましては、国民健康保険の会計で特別に筋を立ててやるべきものはその中で始末をする、そうでなしに一般会計で見たいものは見ることとしようじゃないか、こういうことで、厚生省とも話をつけまして、そこで今の直営診療所や保健婦のように、一般会計で見たいものは見ようじゃないか、そのかわりに、それ以外の給与プロパー等は、国民健康保険会計におきまして適正な国の補助金を獲得し、適正な健康保険税を取ることによつて合理的な経営の基礎にして、その基礎を確立すべしと、こういう建前でおるのでございます。その点がちよつと重要な問題ですからつけ加えて申し上げておきます。

それから国庫補助負担金を伴わない

経費で四十八億でございます。これは普通の人口増に伴ういろいろな経費とかあるいは旅費法の改正による旅費の増とか、消防団員の公務災害基金のための地方の負担分とか、そういう種類の経費をそれぞれ計上いたしましたして、四十八億円となつたのでございます。それで小計いたしましたして五百四十億、こういう数字になるのでございます。

それから次は公債費でございます。公債費は百四十三億、これは昭和三十三年度に増加すべき元利償還費のトータルでございます。

それから、道路、橋梁等維持補修費八十億、これは新たにこの項目を立てたのでございまして、道路、橋梁等の維持補修費は單なる消費的というのでもこれはいかがかと――これは重要な経費で、われわれが明年度財政計画において最低の行政水準を確保せねばいかぬ、それで従来の計画においてはいかにも不十分なものがありましたのをお、この際にある程度充実する必要がある、こういうことで主張してつたた経費の一つでございます。八十億円でもちろん十分とは申すことはこれはできません。大体この考え方は、道路、橋梁等あるいは河川等の維持補修につきまして、専門家の算定によつてある程度の維持補修費というものは当然要すると、その経費を十分に見ることはとてもまだゆとりがございませんが、大体の計算では、それが既定経費に見込まれている部分を差し引いて、不足部分のまず三分の一、こういう見当でここに計上いたしたるのであります。

それでありまして、なお専門の技術者等の目から見れば、この程度ではまだ不十分で、もう少しふやさなくつ

ちやいかに、われわれも当初財政計画で要求しておりましては、百億で十億を要求しておつた経費でございます。まあ財源關係でこの程度でございます。ともかくも新たにこれをふやすことができたということが、今度の財政計画の一つの目ぼしい点になっておるわけでございます。

それから次は投資的経費でございまして、公共事業費及び失業対策事業費百五十三億、これは全く国の事業に右

へならえでございます。その大きなものは道路でございます。道路が百五十億くらいであります。その他一般

公共事業とが文教関係に臨時就労、食糧増産等のまあ国の施策に伴う経費でございします。

○政府委員(小林與三次君) 百五十八
歳です。文政が六萬六千、臨時就勢が

三億四千七百、食糧増産四億、それから一般公共四十三億と、こんなような数字でございます。

○成瀬幡治君 資料があるのだろ
う……。

○政府委員（小林與三次君） これは国

象がありましたので、その言葉をやめて、やはり普通の建設事業であるが補助金を伴うか伴わないだけの差別だ、こういう考え方で一応こういう表現にしたのでございます。その経費が五十四億、その内訳は、下水等、環境衛生施設等の経費に六十億を計上いたしました。それから(四)が収益的建設事業への移りかえによる減十二億、これは、この両方をあわせて御説明申し上げた方がよいと思いますが、(一)の方はいわゆる都市的施設が中心でございまして、下水とか清掃とか汚物処理とか、あるいは火葬場とか、その他の都市的環境衛生施設というものは、まだ不備でございまして、これはどうしても充実にさせる必要がある。そこでまあわれわれは行政水準確保のために、片一方では道路、河川等の維持補修費が足らぬし、片一方ではこうした主として都市を中心とした環境衛生その他の施設費が足らぬ、この施設費を相当増強すべし、こういう考え方であったのでございますが、まあ不十分ではございますが六十億を新たに計上することができたのでございます。それでまあ合せまして百四十億が行政水準確保のために従来よりプラスすることができたのでございます。それからこの(四)の収益的建設事業というのは、このうちで簡易水道とか、それから港湾の埋立事業とか、屠場というふうな仕事がございますが、これはそれぞれ収益が上っております、これは採算が可能で、あるいは独立採算的に経営すべき経費なのでございます。そこで、そういう経費はむしろ一般の財政計画からはずして、独立採算的に経営した方が事業の運営も合理化されるのではないか、こういう

考え方でそれをはずすことにいたしましたのでございます。その経費がまあ前年度比の計画では十二億減つておる、本年度といたしましては総体五十億を考へております。そのかわり、もうこれは全部起債でまかなうをつける、起債で建設的な企業関係として五十億を考へております。でありますから五十億は実質的に地方財源として別ワクでふえる、こういうふうに御承知願いたいのでございます。でありますから、単に六十億がふえるだけではないに、十二億減つては五十億というのをワーク外に置いてありますから、まあ差額の経費であります。この建設事業としてふえる計算になるわけでございまして、大体そういう経費でございまして、それから最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準をこえる必要経費三十一億、これはまあ不交付団体に対する経費で、主として大府県、大都市になりまして、これは当然に、交付税をもらわぬからといって、よい仕事をやっているわけじゃありません、それだけの行政需要があるわけでございます。そういう経費を一応交付税の税の自然増に見合つて、この差額を計上してあるわけでございまして、それで、歳入は全体として一千四億の増になつております。

歳入は、地方税の問題で、これは税の方でいろいろお聞きだろうと思ひますが、普通税における自然増収、税制改正による増減で、差し引き五百七十二億、目的税においては自然増と税制改正の増を合せて五十五億、合せて六百二十八億増、地方譲与税では六十億の増と、こういうことになりまして、結局税におきましては、百億減税をやりましたけれども、差引六百八十八億の増と、譲与税を合せましてこういう計算になるのであります。つまり約七百億弱の税の増収があると、こういうふうに概括して言えると思ひます。それと、交付税がこの率を一分引き上げましたのと、自然増に伴ひまして三百三十九億ふえまして、それから三十一年度の地方交付税の繰り越し見込額として七十六億、その七十六億は、第一次補正予算において組まれました百億のうちで、三十二年度に繰り越しを予定しておる金額でございまして、このほかになお、まだきまつておりませんが、第二次補正において約十億見当増加するはずでございまして、その場合には財政計画をもう一ぺん修正する必要があると思いますが、この七十六億が八十六億にふえる。こういう第二次補正さえ通れば、そういう見当になるわけでございまして、それで、合せまして交付税で三百二十五億ふえるという計算でございまして、それから国庫支出金は百七十七億増で、これは国の予算に伴うものでございまして、それから特に申し上げません。地方債は百九十五億の減、この地方債につきましては、従来から財政計画をできただけ健全化するために、一般財源の増強に見合ひまして一般会計の起債はできるだけ減らしたい、今度相当収入が伸びますので、こういう機会に財政構造を合理化したいという考え方をとつたのでございまして、そのうちで、特に前年度では御承知の通り借換債の八十億があり、退職債の六十億があり、そういう経費は、財政計画に見るのはこれは適当じゃない、そういう考え方でこれは全部はずしちゃう。そ

の他事業もできるだけ一般財源に振りかえることにして、百九十五億減らすという考え方をとつたのでございまして、それから雑収入は十二億の増、これは高等学校生徒増に伴う授業料の増でございまして、これは授業料の値上げという問題ではなしに、自然増に伴うものでございまして、それから「その他」と書いてあります五億は、基地所在市町村の財源付与対策として、これは常にこの委員会の問題になつております経費でございまして、これはどういう形で出るかきまつておりませんので、一応「その他」として計上してあるわけでございまして、それで、歳入も大体一千億ふえるという計算でございまして、要するに、つまり税が約七百億弱、六百九十億ふえ、交付税が三百二十億ふえているので、その結果何が出たかと申しますと、給与改訂その他の義務的経費並びに国の予算に伴う当然重要施策というものをまかなうほか、一つは従来足らなかつた行政水準を少しでも充実にするために百四十億余りの金を見ることができ、片一方では起債を約二百億減らし、起債による歳入構成をできるだけ正することができた、こういうことが大體して言えるのでございまして、それからその次のページは、これはも前年度との比較でございまして、申し上げる必要はないと思ひます。

それから七ページに、本計画における歳入歳出の構成比率と、三十一年度財政計画との比較を載せてございまして、税収入の構成比率が三十一年度、三十二年度にどう変わったか。たとえば地方税で見ますと、去年三八%であつたものが四〇%にふえる。譲与税も二・三%から二・六%にふえ、交付税は一五・六%から一七%にふえる。国庫支出金は、額ふえておりますが、総体的に率が減る。地方債が六・八から四・五になる。これでどうなるになります通り、税がふえ、地方交付税が伸びて、地方債のようなのは総体的に減つて、歳入構成が去年に比してやや堅実になつたと、こういう姿が見られるわけでございまして、それから歳出の方は、消費的経費が六五・八から六五、公債費が六から六・七、維持補修費が一・七から二・三、投資的経費が二六・五から二六と、公債費の増がここに目立つておるわけでございまして、維持補修費は、新たに立てましたので、こういう数字が出てきております。これがまあ大體でございまして、それから次に「歳出の概要」というものがございまして、ここにそれぞれの経費算定の基礎を書いてございまして、これは、それぞれお読み願へばおわかり願へることだと思ひます。第一番が給与費でございまして、一般職員及び義務制以外の教員の給与費の算定の基礎を交付、不交付に分けて書いてございまして、その中心は、昇給率を見込んで、その他給与改訂を見込み、〇・一五とか新年度とを見込んで結果であるというゆゑをここに書いてあるわけでございまして、警察職員につきましても似たような問題で、ただ警察職員につきましては、従来警察職員は数年にわたつて整理をします、こういう問題がございまして、三十二年度はその最終

年度に実はなつておつたのでござい
ます。これにつきましては、三十一年度
の計画通りという数字になつておりま
す。それは警察官につきましては、そ
の後のいろいろな情勢の変化によりま
して、ある程度増員の必要があるとい
う警察官の強い要望もあつたのでござ
います。増員の必要はない、ともか
くも従来の整理を一応据え置くと、こ
ういうことで十分間に合うのではない
かという結論に最後になりまして、そ
こで三十一年度の計画上の人員をその
まま三十一年度においても固定する
という考え方で職員数がござい、あ
とは給与費の増加要因をつけ加えて算
定いたしましたものでござい。義務教
育につきましても同じような問題で
ござい。これにつきましては、教
職員数に異動がござい。それは、
児童生徒数がやはり三十二年に増減
がござい。小学校におきまして
三十万ふえませんが、中学校におき
まして三十万減る、こういうことで、差引三十二
年度において児童生徒数が十萬ふえ
ますので、それに対応する教職員の増加
数を計上したものでござい。これ
はみな、国の義務教育職員の国庫負担
関係の経費に該当いたしまして、そこ
に計上されたものに全部右へならえを
して、必要な経費を財政計画で見
ることにいたしたものでござい。
それから「議員委員の報酬」等は、
これは特別に申し上げることはござ
いません。
恩給及び退職料は、先ほど申し上げ
ました通り、前年度の実績への三%増
に文官恩給の是正等の実施に伴う平
年度に要する増加見込み九億を加えた
ものでござい。

それからその他の経費は、国庫補助
を伴うものが一つ。これは十ページに
そのこまかい表がござい。先ほど
申し上げましたことはみなここに載
ております。国庫補助金、負担金を伴
うものの経費で、前年度との比較が書
いてござい。それから、これで御了承願
いと思ひます。このうちで、当委
員会に直接関係があるのは、新市
町村建設促進費というものが上の総理府
所管にござい。これが三十二年
には二十七億、補助予算が十四億五千
四百萬ありまして、地方負担がふえ
て、二十七億の金を財政計画で見
ることになっております。これは、二十七億
しかないのかという誤解があつても
いけません。これは、補助に伴い
ものの部分だけござい。これに、その
ほかに、たとえばこの下に、農林省
所管にありまして農山村建設総合施設
費、これは、いわゆる新農村建設経費
というのがござい。これは二十九
億。その他学校統合に要する経費、こ
れは、あとの補助のところに
ありますが、その経費とか、その他財政計
画の土台にその経費が入つて
まして、そういう経費を全部通算した
しますと、直接合併の対象として
経費が百二十、三十億になる
います。この資料は、まとめて国会の
方へ提出するはつてござい。その
きょうはちよつと持つてきてござ
い。したが、合併関係の経費は、ま
めてごらんに供したいと思ひます。
その次の表が、国庫補助率の変更
及び新設された普通補助金に
関する調で、明年度の予算におき
まして、国庫補助金で変更があつたものを
ここに拾つてござい。新たに増

加したものも入つてござい。
それから次は、国庫補助負担金を伴
わない経費で、これは、先ほど御説
明申し上げたこととありますから、申
上げません。
その次に、第八表に、一般財源に振
りかえられた国庫補助経費に
関する調がござい。これは、いわば少額
補助と申していいと思ひますが、こ
に書いてありますような金額の補助制
度がやめになりまして、一般財源で
見る、こういう建前になった経費で
ござい。総額二億三千八百萬、全部で
十八、九億あるのですが、総額二億三
千萬で、実に少額な補助でござい。
これがともかくも補助金整理とい
う基本的な目標のために、来年度ま
あ、不十分でござい。実現をした経
費の一部でござい。
その次に、公債費でござい。公債費は、この内訳を書いてござい。
三十一年度までの借り入れ、三十一
年度借り入れ、三十二年度借り入れ、
合計、三十一年度の元利償還額として、
元金三百一十一億、利子が三百一十二億、
これは三十一年度です。それで、計
六百二十三億であつたものが、三十二
年度では元金が三百九十九億、利子が三
百六十七億、合計七百六十七億、百四十
三の増になつております。これを
ん願え。まあ、おわかり願へると思
ひますが、つまり去年は、元金と利子が
ほとんどあつたのが、明年度は
ことしはそうでありましたが、明年度
は、元金の方が多くなつてござい。
この傾向が当分続きます。利子がだ
んだん減つて、元金の方が実はこれか
ら多くなつていく傾向にござい。
それから三番目は維持補修費で、例

の八十億でござい。ここに算定
の基礎が書いてあります。さつき申
上げた通りで、道路、橋梁、河川
等の維持補修費で、どうしても必要だ
とわれわれが一応考えられる経費二百
四十二億の三分の一を計上した。それ
でござい。それから、八十億ではまだ不
十分で、あのでこぼこの道路は、まだ
まだこのままでは十分に解消しない、
こういうことでござい。
それから次は投資的経費で、公共事
業費でござい。この公共事業費の
内訳は第十表にござい。これを
らん願います。普通建設、災害復
旧関係の経費全般で、どういふもの
があるか、その増減がらん願えと存
じます。これは、大観いたしまして、
災害関係の経費が減つて、災害関係は
全体で五十六億減つて、普通建設
事業が二百一十二億ふえておる。その
一番ふえたのが道路整備であり、災害は
幸いにして最近ありませんので、こ
う形になつておるわけにござい。
それから、これはらん願いまし
て、次は失業対策事業費でござい。
失業対策事業費は、この基礎も
ここに書いてありまして、国の経費も
減つておりまして、こちらも多少金額
は減つております。普通失対で十八
七千、特別失対で一万八千、計二十
五千人の三百十七日を前提にして、経
費が計上されております。そのうちで、
一割は高率補助の適用を行う。特に失
対事業が集中的に現れて、一般の事業
に比してははたしく多い、全国の平
均より見て多い、こういう所では、高
率補助の適用をすることになつて
おります。一割がそういう前提で計算され
ております。

それから、国庫補助負担金を伴
う建設事業でござい。さつき申
上げた通りで、道路、橋梁、河川
等、建設事業の増十億、住宅公団に
対する地方団体出資金の減四億、収益的建
設事業費への移しかえによる減十二
億、災害復旧の減一億、合計五十四億
の増になつております。実質的には、
環境衛生等の整備六十億、それから先
ほど申し上げましたが、国庫補助とか
かわりのない新市町村の建設事業を十
億ぐらふやすことにいたしておるの
でござい。
次の交付税の不交付団体にお
ける……これは申し上げるまでもござ
いません。
それから第三は、歳入の概要でござ
い。これは、税の方でもりす
で御説明をお聞きのことと思ひます
で、申し上げません。
次は譲与税の収入見込み額等
でござい。
それから十九ページに地方交付税、
地方交付税の国税三税の昭和三十三年
度収入見込み額七千二百六十六億の二六%
が千八百七十三億でござい。こ
れが昭和三十三年度の精算に伴う減六億
を控除すべく、それを差し引いた金額
が地方交付税の千八百六十七億七千二
百萬という金でござい。その上
に、三十一年度地方交付税の繰り越し
見込み七十六億、それが第二次補正に
よつてさらに十億ふえるであらう、こ
ういう前提でござい。
国庫支出金が二千九百五十六億、前
年度より百七十七億ふえておるの
でござい。
それから次は、地方債でござい。

す。地方債は、全体で五百二十億、去年の計画では七百十五億だったのが、そのうち五百二十億に減らしたわけでごさいます。そこで、このうちの地方債計画の比較に資する資料がございまして、その一般会計五百七十五億、それから収益的建設事業、退職手当債等で四百四十億ございまして、これは、三十一年度は、これは合したものが財政計画で載っております。一般会計分に退職手当債をプラスして七百十五億、それを三十二年度の財政計画では五百二十億に落とすことにしたわけでごさいます。そして収益的建設事業の五十億と退職手当債の三十億というものは一応ワケ外に置いて、地方債計画上これを予定する。要するに、一般財源を保持すべき財政計画に、こういう不完全な要素を組み入れることはおかしい、こういう前提で、この五十億、三十億を財政計画外に置くことにいたしましたのでございまして。退職手当債は、去年六十億円組んでおりましたが、まあ大体におきまして、六十億円は実情から考えて無理であらう、こういうので、三十億に減らしたのでございまして。公営企業会計におきまして、そのかわりに、できるだけ起債をふやそうというので、三百六十五億を四百七十億にして、百五億ふやすことにいたしましたのでございまして。一般会計は、できるだけ一般財源でまかなう。しかしながら、公営企業会計は、できるだけ地方債を充足して公営企業の充実をはかりたいという考え方に立脚しております。この百五億の中で、一番大きいのが水道でありまして、水道の整備をできるだけ急速にはかりたい。なお、地下鉄等の交通関係の経費も一部ございまして。

それから財政再建債は、二百億計上しております。これは、もちろん要りませんから減らしております。なおこれは、二百億という計画に見ておりましたが、実際の計画は二百二十億、ちよつとふえておるはすでございまして。雑収入は、全体で千三百四十四億、十二億の増でございますが、ここに財政の内訳が書いてございまして。大体、以上が財政計画の概要の説明でございまして。

○中田吉雄君 この資料ですが、これはまああれわれとして、もう少し各府県、市町村等の財政構造がどうなっているかというところを知りたい。これはまあ要約ですから、すべての集大成なんだから、このものと各府県別に仕分けたような、やはり警察の職員、一般の職員とか臨時職員とか、地方債の各府県別とか、そういうものはできないものですかね。私は、お宅の自治庁を見て、税務部はなかなかよく資料が整つておる。それから行政部でも、給与の実態調査等清瀬な資料がまとめて出ておるのですが、なかなか政治部の当否というところを判断するには、もう少し資料を——やはりこの背後にある、この基礎になつたものをまとめて一つ出せぬものかどうか。あまりにも簡単に過ぎると思うのです。まあ小林さんや柴田さんのような専門家だと、一見してわかるでしょうが、やはりもう少し判断することのできる資料をお願いしたいと思うのですがね。それは早急に間に合いませんか。

○政府委員(小林三三君) 今お話しになりましたけれども、これはできぬだろうと思ひます。各府県のものを一々積み上げるといふわけでもありませんから、たとえば、教員数なら、従来国の予算に計上された教員数を基礎にして、こつちは右へならせ、こつちの形で作つておられますから、国の建設事業でも、そういう態勢で作つておられますから、そういうものは少し無理だろうと思ひます。具体的には、こつちとしては、できるだけ詳しいものは、それは作れる限りのものは差し上げるといふことではないと思ひます。衆議院の方でもいろいろ要求があり、たとえば交付団体と不交付団体とにわけたものを、もう少し詳しいものはないかとかいふふうな御注文も実はありまして、それはできるだけ、作れるだけ作つて差し上げようという約束はいたしておるのであります。各税のような、こまかい積み上げのようなのは、あるいはむしろ決算の過去の実績なら、これはあるのです。つまり決算書のようなものは、これは国会の方にも御報告いたしましたから、これは相当詳しいものはできておるわけですから、三十一年度の決算書は、そういうものはできておりますが、ここはあまり、府県別に分けたようなものは作つてはおりませんし、従来そういう形からは必ずしも作つておりませんで、向うの集計を基礎にして、こつちの集計を作るといふ仕組みの方がものによつては多いのでございまして。その点、御了承願ひたいと思ひますが、できるだけものを出したいと思ひます。

○中田吉雄君 しかし、ちよつとこれは古いのですが、大蔵省は、どの課でやつていますか、まあ金融何とか統計調査月報ですか、かなり清瀬な、それは財政部でもあれば非常に便利かな、なかなかよくまとめておるので。私はそういうものをもち、資料をたくさん持つておられるのだから、一見して私たちがこつちの財政計画といふものの当否をちゃんとめくつて見てやれるようなものを一点出してもらいたいと思ふのですがね。それはまあ、交付税を配分されたり、地方債の配分等でも、なかなか忙がしいとは思ひますが、まあ大蔵省の諸君に言わせれば、相当地方財政も余裕があるのだから、これを洗うには、これだけ調査をしていかなければならないといふようなことを言つておる。大蔵省すらやつておるのですから、これではちよつと簡に過ぎると思ふのです。どうでしょう。もう少し急急に間に合ひようにできませんか。

○政府委員(小林三三君) ですから、この財政計画が足るか足らぬかと、こつちの判定の資料としては、まあ一つは、これは決算の問題だろつと思ひます。決算の資料、これはもちろんできております。きつとお配りしておるだらうと思ひますが、これは衆議院の方でもその決算とこれとの比較をもう少し明らかにしろという御注文がありまして、そういう資料は差し上げるつもりでおります。もう一つは、結局行政のレベルの問題で、これでは一体足りぬのか足りぬのか、こつちの問題がありまして、これは、衆議院の方でも御要求が強いのです。たとえば道路修繕費をこれだけ組んであるけれども、役に立つのかどうか。学校の建築にしろ、敷地の問題にしろ、さばきがつくのかつかぬのか。住宅の問題にしろ、そういう意味で、そういう建設を必要とする仕事、その仕事はどれくらいできておるか。それを果すためにどれくらい金がかかるか。そういうふうな一連の資料も作れんかという話がございまして、これは、私の方も、実は大車輪で各省と話を作つておられます。そういう意味で、できるだけものは御要望に沿うようにいたしたいと思つておられますが、なお、御注文がございまして、具体的に何かついていただきたしまして、できる限りのものは作りたいと思ひます。

○中田吉雄君 じゃ一つ、それができたらにいたします。

○成瀬治君 これは一つ、大蔵省です。自治庁担当の主計官ですか。ほんとう言うなら、主計局長くらいの人、そうはいかないと思ひますが、そういうふうな人の出席ですね。それから、あるいはまあ一つ、項目的になつてくると、文部省関係もありまして、建設省関係の問題等、水道の問題、あるいは住宅関係等大きいと思ひますけれども、あるいは国民健康保険の問題ならば厚生省の問題でございまして、それから、そういうような関係を一つ、理事会等でお打ち合せ願ひたい。少くとも大蔵省はだれか、そうして各省をやる場合には、それに相当な人を出席させるようなお手配等をお考えいただきたいと思ひます。

○委員(長本多市郎君) これは、質疑予定者から、こつちの人が答へさせるために必要だといふことで御連絡下されば、向うと連絡して、責任のある人に出てもらふようにしたいと思います。

○成瀬治君 一つお願いします。

○加瀬亮君 十一ページの単位、違つていませんか、第八表の……

○政府委員(小林興三次君) これは、実は正誤表を……申し訳ありませんが、ミスがところどころございまして、一番大きな違いがこの百万と千円の違いでございます。

○委員長(本多市郎君) それじゃ、引き続き質疑を行いたいと思ひますけれども、一時半まで休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後二時四十二分開会

○委員長(本多市郎君) 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、昭和三十三年度地方財政計画に関する件を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○大沢雄一君 私は、まず、地方財政計画の持つておきます意味、性格をどう当局がお考えになっておるかにつきましてお伺いを申し上げます。それから、これに関連する二、三の問題につきまして、お尋ねを申し上げます。と存じます。私も、現在の地方財政計画が、国あるいは地方の予算そのものでもないし、また地方団体に対する法令または訓令でもないというところは承知しております。しかし、単に国会に発表されるだけでなく、地方団体に對しても通達されておるのではないかと存じます。まず、地方財政計画の持つておきます性格ないしその意味は、どういふふうにお考えになっておるか、また、どうあらねばならないかということにつきまして、御所見をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小林興三次君) 地方財政計画は、平衡交付金の時代というものと、今の交付税の建前の時代とは、

多少違つておるかと思ふのでございすが、御承知の通り、平衡交付金の時代は、積み上げた金を基礎にして、足らん金は国が補ひをつける、こういう建前になっておりました。地方財政のあるべき経費というか、標準的な収支を積み上げて、そしてその差額を交付税で補てんをするということになっておつたわけでございますが、現在は、そういう仕組みがなくなり、交付税は、率でこれはきまつておるわけでございます。そこで、それなら、今の地方財政計画は、それでございすから、法律的な効果があるかといへば、私は、これはないと思ひますが、国といたしまして、地方に対する財政の問題を考へる場合におきましては、どうしたつて、地方財政の収支全般についての資料並びにそれに対する判断がこれは必要でございまして、地方の歳入並びに歳出の総体的見込みというものをつけなければ、地方財政の運営についで、適切な施策を講ずることができないと思ふのでございす。

そういう意味におきまして、交付金の時代と同様に、地方財政の収支につきまして、できるだけ実態に合うような収支の見込みを立てて、これを基礎にして、国の地方財政に対する施策を考へてゆくということになるだろうと思ふのでございす。そういう意味の資料として、重要なこれは意味を持つてゐる。これは何も、今お話のように、地方の個々の予算の積み上げでもなければ、また、これによつて、地方の個々の予算を拘束するといふ、拘束的な意味も持つておりません。しかしながら、今お話しのとおり、きまつたものは地方に連絡をいたしてございす。

それは、結局国といたしましては、地方の財政についてどういふ見方で国として必要な財政政策を考へてゐる、こういうことを明らかにいたしまして、個々の団体の財政運営につきまして、これは重要な参考資料にしてもらいたいという考え方で、送つてゐる次第でございす。大体さうな意味合いのものじゃないかと考へてゐるのでございす。

○大沢雄一君 ただいまお答えいただきましたように、地方財政計画が、地方財政の全般を見通して、これに對する国の措置を考へ、これによつて地方に指導的な効果を持たせる、こういう意味に使われておるというところは、私にもわかるのでございす。そういう意味においては、これは一つの国政審議の資料であり、地方財政運営のための資料であるということになると思ふのでございす。しかし、私は、この持つておきます意味というものは、それ以上にきつめて重要な意味があるように思ふのでございす。国庫よりもむしろ大きな財政規模を持つておる地方団体の年間の財政規模、財政のあり方がこれによつてわかります。国家財政と地方団体の財政的関連が示されまして、これによつて、地方団体といたしましては、どう年間の財政を運営していくべきか、どう新年度の全体予算を編成すべきか、これらの指針がこれによつて初めて明らかになるわけでございます。従つて、まじめに地方財政の運営を行なつて、過誤なからんことを期してございす団体の当事者にとりましては、法令や訓令より以上に重要な意味を持つてゐると思ふのでございす。ところが、

考へますときに、私は、現在の地方財政計画の策定の時期や、その取扱ひ方夫の余地があるように考へるのでございす。大臣は、初めて今回、この御策定に當られたのでございす。ここでお伺ひすることはいかがかと思ひますが、私は、これについて、大臣の御所見なり、御感想なりを一つ承わりたいと思ひます。

○國務大臣(田中伊三三君) この地方財政計画に関する性格でございす。が、今、小林部長から御説明を申し上げましたように、また、お言葉をお聞きしましたように、当該会計年度における大づかみの収支を明らかにしたものの、内容的に言へば、そういうことでございす。その当該会計年度における収入支出をほんとうの大づかみで示したもののうちであります。ところが、この財政計画は、いかなる意味を持つておるか申しますと、政府においてこれを策定いたしました以上は、政府が地方の都道府県、市町村の実態を指導して参ります上における行政上の一つの根拠、基準を明確にしたものといふふうにお考えをいただきたいのでございす。ところが、今までのこの財政計画は、そういうところまで性格が明確でない。地方の大づかみの収支をきめて、これを一つの参考にするといつたような程度に扱われておるようでございますが、これは、誤まりではなからうかというのが私の見解でございます。

かこの財政収支の規模は、国家財政の規模に匹敵する。従来は、国家財政よりは少し上回つた規模を持つておつたものと考えられるのであります。従つて、これをおろそかにして参りますといふと、国政を中心とする国家財政計画といふものだけでは、国民経済の動向といふものを見ていくことができないという状態になるわけで、その同額のものが動いておるということになるわけでございます。しかしながら、これは、御承知のごとく、あくまでも、特別会計と一般会計との関連のごとく、重複しております経費もあるわけで、たとえば、このたび発表をいたしました地方財政計画の中の収入の面をあらわしたといたしまして、国庫の支出金、それが受ける立場からは、こちらに収入の形になっておりますが、そういうものも、三千億円に近いものがある。しかし、この三千億円というものは、国の中央の会計からは一たん支出になったものが、今度、こちらの立場からいいますと、収入になつておる。こういうことになりまして、一兆一千億円の中央と地方とを合計したものが全部財政の規模かといふと、そういうわけには参りません。こういう通り抜けのものを勘定から一本引いた金額をもつて国の財政計画に合して参りましたものが、わが国の国民経済全体に及ぼす収支の影響という形になつてくるものであると存じます。でありますから、国家の財政計画と地方の財政計画といふものをすつかり合計した金額ではありませぬけれども、相当額、国の財政計画にプラスいたしましたものをもつて、国民経済に對する影響を考へて、国家の財政、地

方の財政というのを見ていくことになりませんと、一國の中における地方財政計画にはならぬわけでございます。こういう非常に重要な意味をもつて、その年度における収支の大づかみ見込み額というものをきめておるものでございますから、従来までの軽い取扱いでこの財政計画を取扱うことはよくない。それじゃ、せつかく苦心をして作り出したものが意味をなさないと私は思いますが、従来の取扱いは、財政計画を立てると、今、部長から御説明申し上げましたように、どうぞ諸君の御参考というわけで、参考資料として、これを地方自治体に送付しておるということが実情でございます。

それで、本年は、私就任の早々であつて、十分の処置を講ずることもできないし、また、いかにこれが重大なものとこのことは、手塩にかけて三十二年度を作つてみて、初めて私もわかつたのでありますが、今後のこの地方財政計画の取扱いといたしましては、

國の財政計画と同様に取扱いまして、衆参両院の本院議の席上においてもやはりこれの報告を申し上げ、質疑があれば質疑応答をする、そうして質疑応答を通じて、國民の前に、地方財政計画というものを國家財政計画と並んで、これを明白に鮮明をすべきものだ、同時に参議院の地方行政委員会及び衆議院の地方行政委員会において、やはりこれに相当なるウエイトを持たせまして、御説明を申し上げ、御質疑を通じて、國民の前に地方の財政計画を明らかにしていくべきものである。こういうふうになつていきましたその上に立つて、いやくも政府、特に自治庁が内閣総理大臣なり私の名前をもつ

て地方を指導し、あるいは許認可を与えようという場合においては、すでに策定をしたその年度内における大づかみの計画というものに基礎を置きまして、指導に當つていくようにすべきものである。そういう重要な任務を地方財政計画自体に持たすようにしていきたい。こういうふうな考えでおるわけでございますので、将来につきましては、その運用、扱いの方法につきましては、特段の留意をいたしまして、政府全体にもこの地方財政計画を頭に入れていただく、こういうことをいたしまして、閣議におきましても、慎重にこのことを討議をしていくように持つていきたい。慎重審議をして確定した上は、地方財政を指導する一つの尺度としてこれを取り扱うように持つていきたい。そういう重要性に應ずる扱いを国会においてもしていきたいという氣持を持つておるわけでございます。

○大沢雄一君　ただいま、自治庁大臣から、地方財政計画に対するその重要性に深い御認識を持たれてまして、そうしてこれを将来における地方団体に対する指導の根拠、基準にして参りたい。国会におけるこれが取扱いも、それに即応する重要性を持たした取扱いを検討したいという御答弁をいただいた、私としては、非常に満足をしたわけでございまして。しかし、なお若干、いろいろ私の考えておるところと、多少時期的に取扱い等について違ふところもあつたので、私の意見を述べながら、お伺いしたいと存するのでございまして、私は、本来、この地方財政計画の実態は、自治庁が地方関係の税制の改正を考え、あるいは行政措置に對

する財政措置を大蔵当局に要求する、この予算の査定を受けますると同時に、あるいは少くとも前に、私は、新しい年度の地方財政計画の実態というもの自治庁当局が持つておらなければ、ほんとうのものではないのでは、ないか、こう思うのでございます。むしろ新しい年度の税制、あるいは財政措置の改正を生み出す基盤となり、母体となつておらなければならぬ。この地方財政計画の素案と申しますか、あるいは母体と申しますか、そういうものが策定されて、そうしてこれに基づいて税の改正が企てられ、あるいは地方行政に対する財政措置を大蔵当局に予算要求として出される、こういうものが、この地方財政の有機的な、総合一体的な關係を現わすものとして策定され、発表されまして、これをバックとして、強く大蔵省當局に予算の措置を要求するという形をとつていかなければ、このほんとうの査定というものは私は受けられないのではなからうか。なおまた、これを地方団体側から見ました場合には、現在地方では、定例県議會を開きまして、通年予算の提案を、年度開始の三十日前でございまして、三月二日までに開いて、そこで予算を提案しなければならぬようになっておりますが、現在のこの財政計画策定を、時期的に見まして、二月二十八日に初めて衆参両院の地方行政委員会に発表されるというふうなことであつては、地方団体といたしましては、新年度の通年予算編成の最も重要な基本となるべきこの資料がもう予算編成にはとうてい間に合わない。三月二日までに提案をするには、少くとも予算の査定を知

事なり町村長なりは二月の中旬ごろにはすでに了しておらなければならぬわけでありまして。そうしますという、その新年度の予算の編成なり、財政運営の指導の根拠になります財政計画というものは、二月の少くとも中旬には、これは地方に発表されておらなければ、今、大臣がおつしやつたように、これに對して意味を十分に私は持たせることができないのではないかと。そう考えましたときに、ただいま大臣が御構想になりましたこの時期では、いささか私はおそいのではないかと。もつとこれは、早く自治庁としてはその基本を整えて、大蔵省に対する予算の要求も、税制の改正も、これを母体として、そうして地方関係者一体の世論のバックのもとに當る、こういうことでなければならぬように思います。

なお、ただいま大臣からお言葉があつたので、大体満足いたしておるのでございますが、大臣からもお説がありまして、この財政計画は、國民經濟上から申しまして、國民經濟の動向を左右する、國家予算よりむしろ上回る規模を持つておりますし、また、あらゆる國の施策というものは、すべてこの地方予算の裏打ちがあつて、そうしてこれが実施に移される。國家予算だけでこれが行われるのではないということ、申すまでもないのであります。國民生活に直結する、教育にしても、あるいは保健衛生にしても、あるいはまた、警察の問題にしても、すべてこの地方財政を通じて行われておるのでありますから、國民生活上も、きわめてこれは重要な問題でありますので、総理の施政方針

針あたりにも、當然この地方財政計画策定に關します基本の方針は、これは表明するべきでありますし、なおまた、現在、國家予算が地方財政計画となんか切り離されて、時期的にも、これは審議されていっておりますが、これも私としては、非常に納得のいかない点でありまして、予算委員会にも、當然その開始とともに、財政計画は示されなければ、これはほんとうでないように思ふわけでありまして。こういう点について、なお多少、この時期的その他に違つておる点もあつたので、十分一つ御検討下さいまして、地方財政に対する重要性の認識というのを十分、国会におきまして、また、國民に對しまして、喚起せられますようにすることが、とりもなおさず地方財政を確立して、自治の進展を期するゆゑんではないかと、かように思ふので、まあ重ねてでございますが、さらに大臣にお伺いいたしたいと思ひます。

○國務大臣(田中伊三三君)　ただいま、自治庁が立てております地方財政計画は、時期おくれではないかと、國の予算の編成時期においては、すでにこの地方財政計画の予備的な骨子はできておらなくてはならぬのではなからうかという、まことにごもつともな御意見でございます。御承知の通りに、この地方財政計画が本格的にきまるときは、今ごろになるわけでありまして、國の予算の編成が先に行われまして、その編成された予算に基きまして、地方自治体に送られる金額がきまつてくる。従つて、そこで予定が立つてくるということになつておるわけでございますが、この實際のやり方

は、どういふふうにしておるかを申し上げますと、たとえば、来年度——三十二年の地方財政計画の立て方に至るまでの大体的順序でございまして、三十一年度の地方財政計画というものは、もうすでに立つておるわけでございます。それが基本にあるわけでありまして、その三十一年度を基礎にいたしまして、収支ともに三十一年度と比較をして、三十二年の新年度においては、どの項目の収入がどれだけふえるか、減るか、どの項目の支出が——財政需要がどれだけ増減があるか、三十一年度を基礎にして、その増減を見まして、そうしてその増減の実態が予算できる時期を待つて、確定をいたしました数字をとらえて、予算のきまりました後に地方財政計画が新たにきまる、こういう状態であるわけでありまして。

そこで、今後における行き方でございしますが、やはりどうもこの行き方は、予算編成時期に——たとえば再来年の予算編成時期には、ここにきめておきます三十二年の地方財政計画の収支の状況の出入りというものを一応予測をいたしまして、さらにこちらの理想を盛り込んで、こういうふうに行きたいという線をここに打ち出して、予算折衝をやると、そうして予算折衝できまして、その線に基きまして、新しい三十三年度の財政計画の本格的な決定をするというふうに行きより道はなからうかと、こう私も思うわけでありまして、しかし、実際の理想を申しましたように、たまたま御質問をいただきましたように、地方の行政というものは、こうあるべきだということを、国の予算がきまる以前に腹をきめておくと、

そうしてこれでなければならぬから、予算はこうしろという行き方をすることが一番理想でございましょう。理想でございましょうが、何といひましても、実際の扱い方としましては、そういう意図をもって、地方財政計画のあり方というものをよく判定をいたしまして、それに基いて予算折衝をやると、実際、地方財政計画が本まきればきまらないという時期的な運び方は、これ以外には、実際の方法としては方法はないのではなからうかと、こう考えるわけでございます。しかし、ただいま御質問いただきました、非常に参考になります——はなはだ恐縮でございしますが——思ひますのは、実際面を見たときに、いわゆる消費的経費として扱っております国の補助負担金を伴う経費及び伴わざる経費というものの二つに分けて、消費的経費として、ここに財政計画支出面を打ち出しておるわけでございますが、こういう二つの、伴うもの、伴わざるものの経費にいたしまして、それから、いわゆる行政水準の維持のための経費といわれる道路、橋梁等の維持補修に要する経費というのを見ましても、さらに国の補助のあります公共事業なり、失業対策事業を見ても、補助には無関係な、地元における単独事業というのを見ても、やはり今、御質問の中に出て参りましたように、全体計画の指導方針を先にきめまして、これに基く予算折衝をやる、こういうふうにしていきますためには、地方財政計画の予備的なあらかじめの計画というものを先に持つことがあつて必要ではなからうか。そう

して、それについて閣議の了承を受け、それに基く予算折衝が行われるということができるれば、まことに力強い予算折衝が行えるのではなからうか。こう思ひますので、この点は、ただいまいただきましたお言葉の内容は、深く反省の資料にいたしまして、新しい一つ構想を十分に練りまして、地方財政計画をもっと太い線で、力強く打ち出して、むしろ国の予算と並行して、地方財政の計画というものが推進できまうような方向に努力をして参りたいと思ひます。

○大沢雄一君 財政計画の性格なり取扱いに關します質問につきましても、大臣の誠意のある御答弁でございますので、一応このくらいにとめておきます。次に、財政計画の内容の一、二につきまして、お伺ひいたしたいと思ひます。

この歳入の3の地方交付税、(ロ)の昭和三十一年度地方交付税の繰越見込額七十六億円の、このいわゆる公債費の処理対策、これにつきまして、公債費の処理対策に一步進めていただいたことは、非常にその努力を多とするものでございしますが、これが計上の趣旨と積算の基礎につきまして、まず御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(田中伊三次君) この第一次補正で、百億の交付税特別会計に収入があつたわけでありまして、きまればあるわけでございます。そのうち、昨年末の年末手当、いわゆる〇・一五分の年末手当の財源がまだ地方の方に渡してございせんので、これは、交付団体分としては二十二億でございます。しかしこれは、当時閣議決定がございまして、それぞれ、国も地方

も相当程度節約をするということが示してありますので、節約が行えるものとの前提に立つて、大体七割程度は渡さなくてはならぬのではなからうか。〇・一五分の財源二十二億、交付団体、その二十二億の七割、大体大まかな計算でございしますが、これで十六億は、三十一年度の交付税の中で、これを地方に配分をするわけでございます。それから、最初の交付税の金額が少なかつたものでございまして、減額調整分として、八億切り捨てております。今度、補正予算で財源が入つて参りますから、この八億が復活する。調整額したる分を復活する分八億でございます。その十六億と八億とを合せますと、二十四億ということになります。百億の中から二十四億を差し引きまして、残る七十六億、交付税の中において余るわけでございます。余りますものを、本来は三十一年度分に交付をしてしまわなければならないという規定でございします。規定でございしますが、この規定に修正を加えて、三十一年度の交付税収入のうち、そういう経費を差し引きまして、具体的に七十六億というものを、翌年の、三十二年の交付税総額にプラスして、加算して、三十二年で交付すること

ができるように法律の改正をしたいというので、今御審議を願つておるわけでございます。そういうふうないたしました、付則を訂正をいたしまして、付則の改正によつて、新単位費用をここに作り上げて、公債費の關係はこれによつて処理をしたいというのでございします。ところが、この公債費処理の具体的な内容でございしますが、七十六億の使い方の内容でございしますが、それは、地方制度調査会の答申にも大きくうたわれましたように、給与費財源に充当するために、こういういふわけの給与費關係の公債が本年の年度末——三月の年度末の現償額が九十七億円余りになります。これで、来年、三十二年度に償還をすべき元利金がちょうど二十億という金額になります。この二十億は返す返す。これは、元利金ともに償還金二十億でございます。七十六億の中からこれを返していく。それからもう一つ返しますものは、配分いたしますものは、失業対策の経費、一般普通の公共事業、小中学校の学校建築の施設費というものでございします。この三種の総額が現在二千六百四十億内外という公債が残つております。これはまあ、元金は別にいたしまして、この来年度——三十二年度分に国に返さなければならぬ利息がある。支払うべき利息の総額だけが百五十五億円になります。これはせめて——全体と言いたいのですが——せめて百五十五億円の二つの一、その二つの一程度のものは、どうしてもこれは、交付税の中から交付をしていきたい。そういう必要のために、新単位費用を付則を改正して作るわけでございます。そうすると、まあ大体これは、七十五億程度というところになるわけでございますが、しかしながら、これは、七十五億全体はどういう数額かといひますと、交付団体も不交付団体も加えて、いやしくも現に存在する百五十五億の償還分をいうておるわけでございますから、交付税を通じてこれを交付をするということになりますと、不交付団体には、この

金はいかぬわけでございます。大体不交付団体分が十億内外あるものと思ひます。こういうところから、この七十五億というものは、まあ大体七十億程度でこれが済むのではないかと。そうすると、これで七十億と……ちよつと私の言葉間違ひましたが、半額といたしまして、十億程度は不交付団体に行く金であります。これは渡さなくてもいいというわけではない。渡しようがないということになる。そうすると六十五億というような金額で措置がつくわけがあります。そういったしまして、これを交付団体だけに二分の一を払っていくということになりますと、七、八億経費が足らなくなつてくるということになります。それを本日の閣議にかけてやつたわけでございますが、不足分は何によつて補うかと申しますと、明日か明後日には、三十一年度の第二次補正を出しまして、第二次補正でお手数をわずらわしたいと考えておりますが、その第二次補正分が、今の見通しにおきましては、大体その不足分ちよつと十億程度が交付税特別会計に繰り入れられるものと見通しております。ですから、最初の百億と、これから入つて参ります十億と、百十億の特別会計の収入が前後を通じてある。

こういふわけでありまして、これは、差し引くものなしに、金額、今度措置をせんとする公債費対策にこの十億を加えて、そういふうちに一次の補正、二次の補正を合せまして、ようやく百五十億の利息分の二分の一、しかも、そのうち交付団体分だけということ。それから、公債費関係の来年償還分の元利二十億、この二十億の中に、不交付分がどれだけあるかということござ

います。大体三億内外。これも必要がないということになるわけでございます。大体それで使い道のそろばんがやつと合うように計算ができてくるのでございます。そういふうちに使つて参りますために必要な付則の改正を行なつて、新しい単位費用を立てまして、これによつていこう。ただし三十二年度限り、こういふことで、来年度はその一歩を踏み出そうということになつたわけでございます。

出そうに思ふのでありますが、その通りに考へておりますが、財政の都合上、別柱を立て得なかつたということ、再来年はどうしてもその方向に持つていくために、来年度につきましては、どうしても、たとえば交付税を通じてでも、公債費対策の一歩を踏み出していかないと。こういふことで、いろいろ苦心をいたしました結果、こういふことにでき上つたわけでございます。

置がとられたのであります。来年から、交付団体、不交付団体を問わずに、公債費の処理対策というものは、大きく柱を打ち立てる方向で、大臣としては御努力をしていただく、こう考へてよろしくございませうか。

さつぱな説明でございますが、大体さういふことであります。

○大沢雄一君 計上の積算の基礎あるいはその使途につきましては、非常に御懇篤な説明で、よくわかりました。この公債費の元利補給の経費を計上いたされましたのは、地方団体の今あげられましたような公債費について、少くとも政府にこれが処理の責任がある。こういふふうにお考えになつた結果ではないかと思ひますが、この点は、いかがなものでございませうか。

○大沢雄一君 ただいま、私のさらにお尋ね申し上げようと思ひましたところを、賢明なる長官がお答えになりましたので、政府のお考えはわかつたのでございますが、しかし、政府が地方団体の公債について、少くともこれが処理を國として請じなければならぬといふ、少くとも職務上の責任をお考へになつてのことであるといふことは、私は、ただ交付団体だけについてこういふ措置が講ぜられるといふことは、これは私は、地方団体といひましては片手落ちな、納得がいかないのではないかと。ことに、今お話になりました、給与財源として政府が当然一般財源措置を講ずべきもの九十六億円、これを公債をもつて一時しのぎをつけたといふようなものにつきましては、これは当然、交付団体、不交付団体を問わず、これが処理をしなければ、今の大臣の職務的な良心から申しまして、私は、済まされたいのじやなからうか。従ひまして、そういたしましたすれば、これを交付税の中で公債費対策を講ずるということは、これは、お話のように、今年度一時限りのやむを得ない出費でございますので、やむを得ない措置として、かような措

○大沢雄一君 それから、大臣の公債費処理に對します御方針につきましては、私もお考へについては、少くとも非常に満足したものであります。しかし、なおこの際、お尋ねをしておかなければなりませんことは、今年度はやむを得ない措置としてとられたといふことは、ただいま御答弁の通りでございますが、三十二年に回ります七十六億といふもの、これは当然、私から申し上げるまでもなく、交付税法によりまして、これは三十三年度の交付税に送られまして、そうして地方団体が交付税財源として得べかりしものであることは申すまでもないものであります。これが政府の責任とお考へになつております公債費の処理に使われたのでございます。この金の補てんといふことについても、当然私は政府に責任があるように思ふのであります。これについては、大臣はどうか責任をおとりになりますお考へでございますか。

○大沢雄一君 今のお言葉でございますが、これは、三十一年度の補正で入つてきたものは三十一年度中に交付税として配分を終らなければならぬと、こういふ建前を、今年配分をしない、この八十六億——第二次補正の十億を加えた八十六億として、来年度に繰り越して使うといふ

事柄になるわけでありまして、それだけ穴があいておるのじやないか、今まで七十六億穴があいておると、こういふことですが、第二次補正が来ますと、十億を加えた八十六億穴があくといふことであるが、これはもう、今のお言葉で、得べかりしといふのは得てしまつた、こちらの方に入つてしまつた。その金を、國家の責任で措置すべき方向に、國にかわつて自分の財源を自分で使つたといふ理屈がそのまま出てくるわけでありまして、従つて、これは、いつのときにか、この穴は埋めなければならぬといふことは、當然の理屈が出てくるわけだ、そのあとと埋めなければならぬ。埋めなければ、國家の責任を明らかにするといふことが出て参りませんので、埋めるか埋めぬかといふ議論は、ずいぶん私と大蔵大臣との間で長い時間かけてまして、日時を傾けて論議を重ねたのであります。その結論は、交付税を一%しか上げないで、そして交付税の内部においてこういふ操作をやつて、自分のものを自分が使うといふことになるのだから、穴は当然埋めるべきものだ、これは大蔵當局も、政府全体としても、決して否定はしないわけです。否定はしないけれども、何分自然増収の状況といふものが、三十二年度においては、七百億内外もあるかと見られる時期でもあり、まあ、ことはこういふ臨時応急の措置で、来年の税収の現状といふものを見て、そしてこれは、漸次ふえてくる財政需要といふものにも見通しをつけてみて、検討して、どうにも穴を埋めなけ

○國務大臣(田中伊三三君) こういふ交付税の内部において、交付税の運用において、公債費対策を処理をして、若干でも公債費の地方財政に及ぼす重圧を緩和しようと思へますのは、今お言葉をいただきました通り、公債費中、今申し上げましたような種類のものにつきましては、國の責任を明らかにして、國が元利金の補給をすべきものだ、こういふ建前に立ちましてやることでございます。それならば、こんなやり方をしないで、なぜ予算で別の柱を立てないか、予算の別の柱の実行として、必要な独立の法律を設けてやればいいではないかといふお言葉が

○國務大臣(田中伊三三君) 今のお言葉でございますが、これは、三十一年度の補正で入つてきたものは三十一年度中に交付税として配分を終らなければならぬと、こういふ建前を、今年配分をしない、この八十六億——第二次補正の十億を加えた八十六億として、来年度に繰り越して使うといふ

○國務大臣(田中伊三三君) 今のお言葉でございますが、これは、三十一年度の補正で入つてきたものは三十一年度中に交付税として配分を終らなければならぬと、こういふ建前を、今年配分をしない、この八十六億——第二次補正の十億を加えた八十六億として、来年度に繰り越して使うといふ

○國務大臣(田中伊三三君) 今のお言葉でございますが、これは、三十一年度の補正で入つてきたものは三十一年度中に交付税として配分を終らなければならぬと、こういふ建前を、今年配分をしない、この八十六億——第二次補正の十億を加えた八十六億として、来年度に繰り越して使うといふ

ればならぬというよりな状態になれば、そのときに一つ考えてみようじゃないか、こういうことで、今日の段階としましては、埋めるとも約束はいたしません、埋めないとも言明をしていない。埋めないという言明のもとにおいて、この予算の成立は、私は、予算案を立案するというのを閣議できめることには賛成をする意向はなかつたのでございます。しかし、情勢を見た上で、いかに扱うかと、穴は穴として、いかに扱うかということについて、政府は慎重な考慮をもつて考えるというところが強く標榜されたものでございまして、そういう誠意のある話ならば、一応とにかかないよりましであるから、先食いをしよう、こういうことになつて先食いをやつたという事情でございまして、そういう事情でございまして。

○加瀬完君 今の問題というよりは、この前の大沢さんの質問に関連する問題であります、公債費の処理について、自治庁では、大体当初の見込み額を百九十五億というふうな推定をしておつたのではないかと、いふに記憶しておるのです。それが七十六億、十億ふえて八十六億になるわけですが、百九十五億と推定したときには、どういふ対象で、どういふ処理の仕方をなさうとしたか。で、八十六億は今わかりましたけれども、そこで、百九十五億を対象にしたときと八十六億では、大きな差があるわけですから、残つた問題は、どういふふうな解決をしようとお考えになつておるのか、あわせてお答え願いたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三三君) 最初予定

いたしました金額は、仰せの通り百九十五億でございまして。その内容は、給与関係、交付団体、不交付団体を加へまして二十億と見て、そして公共事業関係の利息分百五十五億まるまる全部見たわけでございます。これは、全額交付すべきものとの見解でございまして。それで、あとは二十億足りませんが、この二十億は、以上二つのもの以外で、当然地元で負担すべき公債費関係ですね。そういうものは、理屈はその通りであるけれども、実際赤字再建その他の事情で、当然地元で見ると、きつたものであろうけれども、とにかく貧乏で困つておる、圧迫の程度は極端である、こういうものについて、せめて最悪の団体の関係分だけをとりまゝして、元金金の一部を、二十億だけ見てやれば、非常に楽になるところがある、こういうわけ、二十億を見まして、合計百七十五億と二十億と、合せて百九十五億というふうなやつたわけでございます。ところが、財源の都合上、公債の償還費の一部は交付税の中であつたやうなことになるわけですが、財源の都合上非常に困難でございまして、その最初の二十億と申しました、給与関係の二十億の中で、不交付団体の三億は、これはやらないで、ことし暫定的な方針としては、二十億のうち十七億だけを交付税の方でまかなう。それから、百五十五億は、これは大体大ざつぱに見て、全部はやつてやれんから、利息の半分を見よう。半分は地元負担で、一年だけ我慢をしてもらうというところで、七十五億を見ただけでございまして。その七十五億の中で、約十億は不交付団体分になり

ます。これは、八十四、五億というところとどめていこう。それから最後の二十億という、貧乏な気の毒な団体について特別に見ようというやつはもうなくなつてしまふ、こういうことになりまして、今申し上げたやうな八十五億内外の数字で、一時の余裕があるという程度しかならぬわけでありまして。あくまでも、措置の対象につきましても、不満な点はあるわけでありまして。やむを得ず、手元の都合上という言葉を全く尽きるわけでございますが、都合上そういう半端の形のものになつてきた。しかし、予算折衝を通しまして、明確にしてございまして二十億分の給与費関係の交付団体と不交付団体とを問わず、筋を通して国家が将来見るべきものである、さらにもつと多くなりましようね。これは全部見るべきものである。利息の関係は、百五十億ぐらい公共事業なんだから、公共事業で金を持つて行つていけるものを、全額出すというけれども間違ひだ。利息ぐらゐは国家が見るべきものだ、こういうふうな建前も明確にするのでございまして、それを明らかにしてございまして、今後理想の方向といたしまして、最後の二十億がないとは言へませんが、少くとも百七十五億は、全体として表に出して、そして本格的に国家の責任を明らかにしてゆくという方向に向つていこうと思つております。

○加瀬完君 関連質問でありますから、その部分だけをお伺ひして、また改めて伺ひたいと思ひますが、大沢委員の方から御指摘がありました、交付税交付金に一つのワケをはめて、今御説明のあつたやうな形で交付をする、こういうことは、交付税法の違反ということにはなりませんか、どうですか。

○国務大臣(田中伊三三君) 現行法で、今私のしゃべりましたやうな、対象を局限して、それに交付をしていくということは、確かに交付税法違反である。そこで、交付税法の本則及び付則の改正を、予算計上と同時にお願いをしていける。その法律を、少しおくれましてけれども、目下提出をいたしまして、予算関係の法律だという理由で、衆議院で先に御審議をいただいております。この法律案が御承認をいただきますれば、改正の項目に従つていつても、改正ができませんれば、無理なく交付税で処置がつくことになつております。

○加瀬完君 おそれ入りますが、もう一つ。交付税法の一部改正によりまして、これを合法的にするということでございますが、その間の事情は、私も承知をいたしているわけでありまして。しかし、私が伺ひたいのは、結局政府の都合、失礼な言葉ですが、政府の都合によりまして、基本的な法律を一部修正という形で、次々便宜的に変えていつてしまふと、本法と申しますか、基本的な法律というものの性格というものは、だいぶ変つてくるわけですね。行政的な利便のために、大きな目的から考へた本法の性格までも変へるやうな修正をしていくというやり方が、非常に早まつていけるので、こゝろいやり方は、好ましいことのように私は思はれぬ。大臣の御所見はいかがですか。

○国務大臣(田中伊三三君) 御心配いたさされました通りの実は心配を、私たちもしておつたわけでございます。で、これは三十二年度、一會計年度限りの処置であります。もう二年目からは元に戻される。一年間だけこれは、ゴムまりを押えたやうにへこんで、理想じやございせん、残念であります。が、それでもやはり改正のお許しをいただいて、交付税としてでもやつて置く方がよろうという見解に立ちまして、来年度だけの措置といたしまして、改正をお願いいたしたわけであり

○国務大臣(田中伊三三君) この行政水準という言葉でございまして、何だかこれはわかつたやうなわからんやうな妙な言葉でございまして、しかしまたよくわかる面もあるわけでありまして。

そこで今度の予算に関連をいたしました。行政水準という言葉を使いましたのは、特に道路、河川、橋梁の関係ですね、それから学校建築関係、特に重要なのは農村、山村、漁村関係の総合的な対策、ちよつと細かい話になります。が、郵政関係の電信電話局、郵便局といったような関係の統合の問題、その

て、行政水準を確保するというか、行政水準をアップするという方向にいきたい、こういうふうに考えまして、行政水準という言葉を使って参りました、これに応ずるごとく相当程度の大きな予算の計上がこのたびにおいては出てきた、こういう事情でございませう。

○大沢雄一君　その趣旨はよくわかりましたが、それではこの百三十五億の増加経費、またもととなっている経費もあります、主として増加の経費は単独事業だろうと思うのであります。この経費が、今大臣がお話になり意図されておりますような経費に間違いないく使われるという保証はございませんか。私はそれを伺いたい。

○國務大臣(田中伊三次君) いずれも項目別に示してあります経費は、間違いない、この方面に使われる、他に流用されない、こうお考えいただいてよろしいと思います。

○大沢雄一君　どうも私はそれが了解
いかないのですが、地方財政計画とい
うものの先ほど来、の性格から考えま
しても、これは決して訓令でもなければ
何でもない。この経費が補助経費であ
るならば、これは今大臣のおつしやる
通りに、これが補助の裏打ちとして支
出されなければ、これは補助を引き上
げるから使われないということと言え
ますが、しかしながら今御説明があり
ましたように、これは補助経費ではな
い、単独経費でございます。従いまし
て、これを受けた地方団体といたしま
しては、これはどこへ使おうと今の財
政計画だからいへばこれをする
こともできないのではないか、その点
をお伺いいたします。

○國務大臣(田中伊三次君)　ごもつともなお尋ねでございますが、たとえて一つの例をあげてみますと、この地方財政計画の歳出の面に道路橋梁の維持補修費というものが出ております。これは二百五十七億出ておりました、昨年と比べますと八十億ばかり増となっております。これはどういう積算のや

り方でこへ二百五十七億という数字が出てきたかと申しますと、この二百五十七億の数字は、各自自治体の予算の見通しを見ました結果、こういう経費を計算をして与えますについては、この自治体はどの橋をどういうふうに直す、どの程度直す、どの橋梁をどういうふうに、どの河川はどういうふうに直すということを明確にいたしました上で、この単位費用の計算をして参ります。その結果、全国を総計いたしますと二百五十七億になるといふ財政計画の数字が盛つてあるわけです。それでございますから、まあ経費をもつて行つてもその経費はそういう方面に使われないのではないかと、御懸念が

全くないとも言えませんが、これはこちらから渡します経費、そういう経費についての実行のやり方を十分に監督して参りますれば、それは他の経費に使われて行政水準の維持に使われないことになるというような心配はおそろくないのではないかと、こう考えます。

○大沢雄一君　ただいま大臣は非常に地方団体の財政運営ということについて善意にお考えになっておられるようでございますが、しかし私が申し上げましたように、また先ほどから財政計画の性格論でお客様がありましたように、これは単なる資料で、それ自体訓令でもなければ何ら地方団体の財政運

営を制約する力を持つておらんわけ
あります。ことに単独経費は補助経費
と違つてひももつておらんわけでござ
いまして、そういう計画のもとに自
治庁は積算をされ、予算をお取りに
なつて、それに即応した交付税の配付
をいたされると、地方団体といたしま
してはこれをどこに使うかということ
は、その限りにおいては自由でござい

ます。従いまして、たとえば現在のよう
に国家公務員等の水準をこえる給与
費を地方団体が出すのも、これも自由
であります。こういふふうな中におき
まして、こういう経費を見積っている
のでございますから、もしその団体に
おいてこの単独経費の金を他の給与費
あるいは食糧費等に振り向けて使うと
いうことにいたしましたからといまして、
今のこのままでは私はこれはもうど
うにもしようがないのじゃないか、こ
れに対して私は心配をいたしまするか
ら、今申し上げておるのであります。
その点いかがでありますか、重ねてま
ことに恐縮であります。

○国務大臣(田中伊三次君) 今御心配
いただいたております点を一口に申し上
げますと、自治庁の基準財政需要額をど
う算定をしてみてもひもが付いておる
わけでもなく、かつ行政法上特別な庄
力のあるわけでもないから、ほかの方
向に使つても使われるような心配がな
いとは言えぬじゃないかというお言葉
であります。それは全くその通りで
ありまして、表面上は拘束力を持たぬ
わけでございますから、何に使うかわか
らぬということも言えぬことはないと思
います。ないと思ひますが、いやし
くも交付団体につきましては、それを
どの方面に使つたかということ、手

に検討、御研究をお願いしたいと思います。私の質問はこれで打ち切ります。

○国務大臣(田中伊三次君) ただいまのお言葉は大へん重要でございます。で、そういうことがまああるかどうかとも考えますので、少し厳格に用途については指導をいたしますように、具体的にどのような方法を講ずるかという問題につきましては、役所内におきまして十分一つ考えをめぐらしまして、万遺憾なきを期していくように努力をいたします。と思っております。

○加瀬完君 ちょっと資料要求をお願いしたいと思いますが、昭和三十一年度における各省から出ております補助金等の支給内容を都道府県、市町村における使用状況、できましたら三十一年度も概要でもわかりましたらお願いしたい。

次に「三十二年度地方税及び地方譲与税収入見込説明」というのを資料をいただきました。そこでその内訳として交付団体、不交付団体の内訳をお出しいただきたい。

○国務大臣(田中伊三次君) 今のは資料で出ておりません。

○加瀬完君 今の交付団体、不交付団体に分れたものはないように思われますので。

○説明員(柴田護君) この中にあります。

○加瀬完君 あります。あつたらけつこうです。

それからもう一つ都道府県及び市町村に対して国の委任事務の一覧表といいましうか、これは財政計画その他を検討するのに必要だと思いますので、それらの資料をお願いいたします。

○大沢雄一君 私も資料を一つお願い

したいと思っておりますが、地方団体がこの財政窮迫のために、負担しきれないために返還されたり、あるいは繰越されたりした経費の費目別、件別の金額がおわかりになっておりますしうか。これを最近の三年度くらいです。私はほしいのでございます。

○説明員(柴田護君) それは三年度分です。しうございませう。

○大沢雄一君 三十一年度はまだ年度が終らないからあるいは無理かもしれませんが、それなら二十八年度、二十九年度、三十年度の三年度くらいはいいのです。

○説明員(柴田護君) 総額はわかりませんが、費目別にはちよつとできないかもしれませんが、できるだけ努力いたします。

○委員長(本多市郎君) それでは本件に対する質疑は次回に続行することにしたしまして、本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十八分散会

三月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、広島県御調町丸門田外二地区の三原市合併に関する請願(第九九七号)

一、遊興飲食税引上げ反対に関する請願(第一一三〇号)

第九九七号 昭和三十三年二月二十二日受理

広島県御調町丸門田外二地区の三原市合併に関する請願

請願者 広島県御調郡御調町 山本吟市

紹介議員 山田 節男君

広島県御調町の丸門田、丸河南、今津野の三地区は、地理、歴史、教育、産業経済等あらゆる条件から見て当然三原市に合併するのが順当であるにもかかわらず、三地区住民千八百名の意思を無視して御調町に合併されたものであるが、合併以来二箇年にわたり三地区住民は御調町から分離して三原市に合併するため、町及び県当局の妨害と戦つて希望達成に努力している実情であるから、当地区住民の熱望する三原市合併が実現するよう特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一一三〇号 昭和三十三年二月二十七日受理

遊興飲食税引上げ反対に関する請願

請願者 東京都台東区下谷町一ノ七 野寺助松

紹介議員 加瀬 完君

この度発表された遊興飲食税について三百円以上五百円までの飲食に対し現行五分の課税が一期に引き上げられることになっているが、五百円以内の消費は今日の経済面から見ても少額の消費であり、店員の集合、同窓会等利用される大衆を対象としたものであり、一方芸妓の花代の課税半減と考へあわせて矛盾はなはだしく、その上これに対する納税は多く業者にしわよせされてきたもので、今回の倍額増税は業者に対する死活の重大問題であるから、本税に対しては現行の五分にすえ置かれたいとの請願。